

令和7年第3回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和7年9月9日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 七原 剛 | 5 加藤弘文 | 6 今泉吉人 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 原田直幸 |
| 10 金田敏行 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松浩文	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

日程第1 一般質問

1 村松一徳 議員

- 1 小中学校における熱中症対策と空調設備の早期設置について
- 2 プレミアム付き商品券の年間販売について

2 加藤弘文 議員

- 1 設楽町平和祈念式典について
- 2 設楽町の田口高等学校の魅力化対策に対するさらなる支援について

3 原田 純子 議員

令和6年度きららの森基本整備構想・事業について

4 田中邦利 議員

- 1 特産センター管理に関する住民要望について
- 2 育休退園について

5 原田直幸 議員

- 1 国民健康保険事業の運営について

2 訪問介護、通所介護事業の運営について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。定刻となりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達しておりますので、これより、令和7年第3回設楽町議会第2日目を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議会日程を議会運営委員会委員長より報告をお願いいたします。

6 今泉 おはようございます。令和7年第3回定例会2日目、議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和7年第3回定例会第2日目の運営について、9月5日、議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、「一般質問」は、5名の質問があり、質問の順は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

なお、確認のために申し上げますが、質問方式は、一問一答方式か一括方式を宣言の上、質問をしてください。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長より報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1、「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

初めに、1番村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) おはようございます。1番、村松一徳です。議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一問一答方式で質問をします。

今回は、「小中学校における熱中症対策と空調設備の早期設置について」と、「プレミアム付き商品券の年間販売について」の2点について質問させていただきます。

初めに、「小中学校における熱中症対策と空調設備の早期設置について」質問します。

年々、深刻化する猛暑に危機感を抱いています。文部科学省の令和7年6月末「全国公立小中学校の体育館等の空調（冷房）設備の設置状況調査」によると、全国平均22.7%、昨年度は18.9%でした。愛知県では30.6%、一番高い東京都では92.5%となっています。

特に体育館の空調設備の設置は、児童生徒の猛暑対策と避難所機能の強化の観

点から整備が急がれており、2035 年度末までに 95%達成を目標としています。

そこで、本町の小中学校の熱中症対策の現状を再確認させてください。

子ども達の命を守ることを最優先にするため、早急に未設置教室等に空調設備の設置を求めるよう、以下の質問をします。

今夏の小中学校の熱中症対応の現状と課題から、という点で、まず述べます。

一つ目、この夏、4月から8月、1 学期及び夏季休業中の小中学校における熱中症等の症状による体調不良者や医療機関への受診者数の現状をお示してください。

それでは、発言席に移動し、設問ごと順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

[村松一徳議員質問席へ移動]

教育課長 最初の御質問についてですけれども、今夏の小中学校における熱中症等の症状による体調不良者や医療機関への受診者数につきましては、小学校ではありませんでした。中学校では、明らかに熱中症による体調不良者はおりませんでした。頭痛、延べ 11 人、悪心、延べ 2 人、倦怠感、延べ 4 人を訴え、保健室への来室がありました。熱中症から来る症状の可能性は考えられます。

以上です。

1 村松(一) 本町ではそういう不良者はなかったということで、分かりました。

じゃあ二つ目にいきます。

2 学期に小学校等で開催される運動会や中学校の部活動の熱中症対策を、再度、提示をお願いします。熱中症警戒アラート発令中の諸活動の制限は遵守されていますかということです。今年度も、愛知県も熱中症警戒アラートですかね、そのため暑い日が 48 日間とか続いています。現状を教えてください。

教育課長 二つ目の御質問についてです。

各小学校では、9 月の運動会の練習に向け、練習を午前中の早い時間で行ったり、運動会当日は午前中で終了するなどの工夫をしております。

会場にはミストファンを設置するなど、熱中症対策を講じていきます。また、中学校でも、駅伝の練習については練習開始時期を遅らせたり、練習開始時間を 1 時間短縮し、8 時から 10 時までの 2 時間としたり、熱中症予防対策を講じております。

また、こまめな休憩、水分補給をとるようにし、常に暑さ指数の数値を確認しながら熱中症リスクを把握し活動を行っております。

教育委員会からは、各校に熱中症特別警戒アラートの発表時の対応について通知するとともに、熱中症予防に対するガイドラインをあわせて通知し、学校に対策を依頼をしております。

以上です。

1 村松(一) 今のところなんですけども、練習時間とか大会を 8 時から 10 時、午前中に済ませるとか、そういうことで対応していると思いますけども、今、夏の甲

子園ですね、高校野球のほうでも午前の部、また夕方の部という2部制に分けて、いろんな大会を開催しようということも考えていると思います。本町でも、かえって午前中よりも夕方から運動会なんかとかそういうのをやったらどうかと思っているんですけど、そのようなことは学校裁量で認められると思うんですけど、その辺、何か意見があったらお願いします。

教育長 今のところ、夕方にそういったものを行うということは考えておりません。昨日も校長会があって、いろいろお話が出て検討しておるんですが、今のところは、午前中の早い時間という、そういう対応ということで、校長会の中では一致しております。

1 村松(一) それでは、午前中の早い時間に事を進めていくということで分かりました。ぜひそれを守っていただきたいと思います。

次に行きます。3点目です。

エアコン未設置の小中学校の普通教室等の以下の数値の提示を求めます。

今夏の室温が——教室等ですが、28度以上になった場所や日数などのデータ提示と、エアコン未設置の体育館や、中学校でいうと武道場、各小中学校の集会室——ホールですね、や普通教室、特別教室の現状を教えてください。以前もこれ、質問した方がいましたけれども、ちょっと再度お願いします。

教育課長 エアコンの未設置の教室の室温につきましては、記録として残っているものは少なく、設楽中学校において、保健日誌の記録から、28度以上になった日が17日となっていますので、エアコン未設置の教室の部屋はそれ以上の気温になっていると想定されます。

1 村松(一) なぜこういうことを言ったのかというと、学校環境衛生基準では、夏季は、教室の気温は25度から28度、湿度は30%から80%、気流、風の流れは0.5メートル毎秒以下ということで、そういうのがあるので、こういう基準があるので、それを越した場合は、やはり何らかの手を打たなければいけないと思います。ですので、こういうデータとかそういうのは、コロナ禍では、割と室温とかそういうものをとっていたんですけども、最近ではそういうことをなかなかやれないというか、必要ないということもあるんですけども、そういうのは日々、各学校、データもそろえておくといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。

中学校の特別支援教室の一室では、エアコン設置されていない教室があると同っていますが、現状を認識していますか。

室温30度以上近くになっても、扇風機等の対応とか、窓の閉会などで何とかやりくりしていると聞いています。そこで過ごしている生徒や教職員の健康管理が十分なされているとはちょっと考えにくいですね。その対処方法を検討しているか、再度お聞きします。

教育課長 設楽中学校の特別支援教室の鹿島学級にはエアコンが設置されていません。扇風機やスポットクーラーなどで対応しております。学習に支障があるよう

な暑さや危険があると判断したときには、エアコンの設置してある教室や会議室等で実施する授業を実施するようにしております。

- 1 村松(一) 特別支援教室、鹿島学級は、平仮名「かしま」と漢字の「鹿島」があったと思いますけども、やはりそこでしかできないという授業もあるし、その対応というのは、教師と一対一でやる場合もあるので、いろんな教室行きたいのは分かるけど、そこも埋まっていたり、いろんなことがあると思います。ぜひそれは、子供が安心して過ごせるところ、その居場所に特別支援教室があるということです。そこをむやみやたら動いてやるということは、ちょっと学習も十分保障できないということを考えますので、ぜひそこは設置していただきたいんですけども、お考えはどうですか。

教育長 このことにつきましても、昨日の校長会のほうで、最優先か所として中学校の特別支援教室を予算要求をしてくださいというお話がありましたので、そういったことで、教育委員会としては財政のほうに、そのように要求していきたいと考えております。

- 1 村松(一) 要望があったってことは、いつそれをされますか。

教育長 もうこれで夏も終わりに近づいておりますし、今から設置というわけにはいきませんので、来年、当初予算のほうで対応できればと考えております。

- 1 村松(一) 以前も話があったんですけど、津具中学校を閉校したところなんですけども、そういう、特別支援教室などの専用のエアコンを設置した部屋もあります。そこからそれを撤去して持ってきて設置するということも可能だと思うんですけどね。ほかの教室で十分エアコン対応できるので、そこは何か持ってきて、この冬でも設置できないものかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

教育長 その辺りも、津具中が閉校になったときに、ほかの小中学校でエアコンを使えないかということ、業者さんとかに依頼して検討したんですが、ちょっと、かなりの金額もかかってしまうし、全部が全部つけれるというような状況ではないというお話もありましたので、それについては、特に考えることを断念したところであります。

- 1 村松(一) ということは、新規のエアコンを、もう来年度すぐ取りかかるということで私のほうは受け止めましたが、それでよろしいですか。

教育長 教育委員会がそうするといっても、町全体の予算の中で考えないといけないものですから、教育委員会としてはそういうことで、財政のほうに折衝していきたいと考えております。

- 1 村松(一) はい、ぜひお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

文部科学省が推奨している補助事業からです。文部科学省が推進している、補助拡充に対しての町の認識と今後の取組を伺います。

昨年度、資料等を提示していただきましたが、その後ということで、ちょっとこの後お話をしますが、それを伺います。お願いします。

教育課長 文部科学省が促進している補助拡充につきましては、議員がおっしゃられるように、令和7年1月の文部科学省からの通知を愛知県から頂いております。以前、議会のほうでも報告をさせていただきました。今後は、当事業の拡充を踏まえまして検討をしていきます。

1 村松(一) 検討していただけるということで、次の質問に行きます。

集会室等、またはホールですけれども、そこには、設楽中だとスポットクーラーというもので対応をしていると聞きました。これは騒音がうるさくて、クーラーというよりも冷風扇みたいなもので、ちょっと効きがいまいち悪いです。ですので、そういうところはやっぱりエアコン設置を考えませんかということです。

当初、特別教室もエアコン設置を考えていたと思いますけども、その辺、どう考えていますか。お願いします。

教育課長 議員が言われるとおり、広い会場については、スポットクーラーでは足りないところもあるので、エアコンのほうが冷房効率はよいかと考えられますが、使用頻度や経済性も踏まえた判断となると考えております。冷暖房の設備につきましては、目的や使用頻度に加えてイニシャルコスト、ランニングコストの経済性メンテナンスなどの運用を勘案して、電気に限らずガス方式を含めて検討したいと考えております。

1 村松(一) 使用頻度とかそういうことはあるんですけども、結構使いますよね。各集会室って、どの学校も使っています。ですので、使用頻度は高いところだと思うんですけどね。ですので、ぜひエアコン設置、いろいろ工夫して考えてほしいと思います。

次に行きます。

7点目ですが、災害時の避難場所にもなる中学校体育館のエアコン設置、以前も話がありますが、断熱材を天井や壁などに追加する方針だと思いますが。この災害時の停電を想定した断熱工事の必要性を認識しているかどうか、お答えください。

教育課長 体育館の断熱性確保のための工事につきましては、空調機器の機器による冷暖房の効率を確保するために必要と認識をしております。避難所に指定されている体育館等は、防災関連の財政措置もありますので、補助制度を活用しながら担当課と連携して進めていく必要があると思います。併せて特別教室のエアコン設置とかも、設置も学校の要望を聞きながら進めてまいります。

1 村松(一) 設置を、前も言ったけど考えているということです。特別教室についてですけども、これって隣の町の新城市でも中学校の特別教室にもエアコンをつけていくということを今、考えているようですので、設楽町でも、まず中学校からしてやっていくということは必要だと思います。

実を言うと、津具中学校と設楽中学校、津具中学校が統合する際も、特別教室にもエアコンをつけるから快適になります、ですから心配なく来てくださってという話を私は統合前にそうやって伺ったような気がするんですけども。本当にや

っていただけるということですよね。

教育長 先ほども申し上げましたが、中学校をまず最優先ということで、特別教室、理科室だとか美術室だとか、そういう教室を含めて対応していきたいと考えておりますので、御承知置きください。

1 村松(一) ぜひお願いします。

次に行きます。

エアコン設置と天井等の断熱性を高めるための工事をセットで行う場合の問題点をどう捉えていますか。国だと補助率3分の1から2分の1にできる、また、まだ十分ではないですけど、地方債で賄った場合だと費用は4分の1程度に抑えられると、それで設置可能だという場合もあると聞いていますが、最新の見積り費用はどれくらいになりますか。

昨年度、教育委員会からも資料が提示がありました。それで、本年度の6月議会でもその話があって、全体でやると6,000万円から9,000万円という数値が提示されましたが、その後の変更とか修正等ありましたか。この辺のことをちょっと詳しく教えてください。

教育課長 費用に関しましては、6月議会で令和6年7月時点の見積りの内容を御説明したところです。これ以降の見積りの徴収はしておりませんが、物価上昇による費用の増額が考えられます。令和8年度の当初予算編成に向けて、改めて見積りを徴収していく予定であります。

1 村松(一) ということは、新たな見積りをとってこれは早急に進めていくということだと思います。国としては2035年、今から10年後には全部の小中学校の体育館にはエアコンが設置されるかなと思うんですけども、そのように考えていいですよ。

教育長 はい。そのような目標に向かってやっていきたいと思います。

1 村松(一) はい、それではそれに沿っていくということで、次の質問に移ります。

仮に、工事が発注できた場合、費用や期間が壁になると思われます。国へのさらなる支援を要求してほしいものです。それで、期間中というと、夏休み期間中の工事ではなく、冬季に工事を施して学校教育活動に支障を来すことのないように進めるべきだと考えます。最近はクーラーを設置する企業さんもいろいろ工夫されていて、今が空調設備をやる機会だということで、各メーカーも、もうその追い風に乗っていると思います。その件についてはどうですか。

教育課長 工事を施工する場合には、学校運営への影響を最小限にするよう計画を立てる必要があると考えております。費用につきましても、教育長協議会や町村会でも国県への要望をしていくよう検討していければと思っております。

1 村松(一) 要望していったって、どんどんしてほしいんですけども。これ、体育館って、いつ頃をめどになりますかね。それが分かれば教えてください。

教育長 まずは中学校の体育館について、先ほども申し上げたとおり、来年の予算に盛り込んでいきたいと思っております。その他につきましても、防災のほうと相談しな

がら、どこまでできるかっていうのを判断していきたいと思います。

何回も言ってるんですが、昨日の校長会のほうでも、小学校の校長先生のほうから、まずは中学校、そのあと小学校をどういうふうに、例えば体育館だとかホールだとか、特別教室を順番つけていくかっていうのを検討していただいていますので、そういった報告を受けながら、順次、対応していきたいと考えております。

町長 国も要望しております。国へ恐らく教育委員会のほうで申請をして、補助の申請をしておると思いますけれども。聞くとところによると順番待ちのような状況というふうにお聞きをしていますので、国の補助金が見つからないときには町単独ではできませんので、国の補助金がついてからということですよ。

1 村松(一) 国の補助金がつくことを早急につくことを願っているんですけど、なかなかそれが今、回ってこないという話も町長さんの言うとおりでということも知っていますが。これって、優先順位をつけて町単独でもちょっとずつ進めていく、ほかのところから予算を何とか回してでも、現在、生活しているその空間を守っていくってことは大事だと思います。

その辺、再度、お聞きしますけれども、これ優先順位つけて、もう小中学生、児童生徒のために、もうちょっと町も強くプッシュしませんか。

町長 いつも言っておりますけれども、優先順位をきちんとつけてやっておるつもりです。子供たちの将来のためです。最優先でやりたいという思いはありますが、今やっておる事業の中で不必要なものはなかなか見つかりません、見つかりませんので、いつもお願いをしますが、議員の皆さんも一緒になって不必要なものをまず考えていただく、そこからだと思います。

1 村松(一) ですので、いろんなその予算を見直していくというのは我々も考えていますけれども、本当に優先順位、ここは最優先で、施設を――あまり言うてはいけないうですけど、取り壊すより、先に今住んでいるところを何とか充実してほしいなと強く要望して、次に行きます。

設楽中学校が主ですけども、日除け対策としての運動場各グラウンドに屋根つきベンチの設置を考えませんか。現在はいろんな大会とか運動会、試合などで簡易テントで対応していますが、強風とか雷雨の際の安全性が保障されないということがあります。鉄製で固定された建造物を設置してほしいんですけども、いかがでしょう。

教育課長 町内の小中学校について、校舎等の老朽化による施設修繕、ICT機器の整備、教職員の多忙化解消のための経費など、様々な経費が必要になっております。御指摘のありました屋根付きベンチの設置につきましても、他の施策と同様に検討はしてまいりますが、使用頻度、経済性などを踏まえて慎重に検討していきたいと思います。

1 村松(一) ぜひ、これはやってほしいと思います。ベンチを設置すると動かせないということもありますけれども、熱中症対策、それから、設楽中なんかでは野球部

の練習、大会、それでベンチも使っています。わざわざ校舎の下まで行って休むんじゃないくて、そこにあると安全性が担保されるし、運動会においても、それを効率よく使えば、皆さんの熱中症対策にもなると、そういうことですので、ぜひこれは進めてほしい。検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

時間のほうが来ていますので、今後も今年の夏のような酷暑が予想されます。財政面は厳しいことは認識していますが、必要不可欠な事案については、他の予算を回してでもエアコン設置と断熱工事をセットで進めるべきです。

同時に、児童生徒が活動する場所、特別支援を含む教室にはエアコン設置を直ちに行うべきと強く訴えます。

何かあってからでは遅いです。何か事故があってから取り付けるんじゃないで遅いです。町民全体の健康と安全、安心を第一に考え、取り組む町政であるべきだと訴えて、次の質問に入ります。

次は、プレミアムつき商品券についてです。

ちょっと通告文書がちょっと分かりにくくて申し訳ございません。

令和2年9月から、新型コロナウイルス感染症の蔓延により地域経済が低迷し、その打開策として本町でもプレミアムつき商品券の販売を開始されたと思います。

当初は、設楽町商工会に所属する商店への支援策であったと思います。初期はと書いてありますけど、令和4年度まで、令和2年度から令和4年度までがプレミアム還元率を20%、5,000円の商品券で6,000円分を購入できるもの。町内外居住者を問わずということはないけど、最初は制限があったと思いますが、途中から誰でも購入できるということでした。緊急対策としての配布もありました。また資料をまた提示してくれると思いますので、再度それで確認をさせていただきます。

昨年度からは、物価高騰等の影響による経済対策としての町内の消費喚起を行い、地域経済を循環させることにも重点を置いています。

令和7年度8月発行分は還元率30%、町内在住者及び在勤、在学の方に限り1人10冊購入可能で、販売枚数も前回の1.5倍程度に増刷したといえます。

そこで、プレミアム付き商品券の販売実績及び成果と課題について、今回質問させていただきます。

一つ目、これまでのプレミアム付き商品券の販売実績等を提示してください。

産業課長 一つ目の御質問で、販売実績というところです。

ちょっと、口頭で説明すると分かりにくいと思うので、議長のお許しを頂きまして、各議員さん御手元に配付をさせていただきましたので、そちらを御覧ください。

1 村松(一) 資料ありがとうございます。分かりやすく作ってくださり、これをもう一度確認したいと思いますが。

町財政からの持ち出し額はどれぐらいになりますか、ということで教えてください。

さい。

産業課長 はい。基本的には国からの交付金、それから県の補助金を充当して事業を展開しておりますが、令和4年度に限ってですが、ほかの事業にも財源を充てたということがありまして、151万5,000円の持ち出しがありました。それ以外の年度での持ち出しはございません。

以上です。

1 村松(一) はい、次に行きます。年々対象の商店、事業所が増えていますが、業者からの具体的な声は何か届いていますか。

産業課長 取扱加盟店は、令和5年度が135店、6年度が142店、今年度は145店と、年々増加にあります。その中では廃業による減少はあったりするものの、起業等による新規加入、それから途中から加入していただいたということで、その結果にあらわれております。

あと、御質問の業者からの具体的な声ということですが、商工会を經由して伺ったところでは、この商品券があることによって、買物の際に、もう一点追加して購入するだとか、ふだん買わないような値段の大きなものを選んで喜んで買っていくというケースが見られ、好評との声を聞いております。中には、これまで未払いがあった方——ツケのようなものですかね、があったお客様が商品券でまとめてお支払いしていただいたと。で、回収できたという声もございました。

こうした声をより多く把握するために、本年度事業完了後に商工会を通じてアンケート調査を行うことを予定しております。

以上です。

1 村松(一) そういう成果があるということで、ありがたいことだと思います。

ここからが今回の話題なんですけども、商品券利用有効期間は、8月、9月から1月までの半年間です。その理由は何でしょうか。

これまで国への返還金等が生じたことがありましたか、ということは、ありませんということですが、その辺再度、御回答をお願いします。

産業課長 5番目の回答とさせていただきます。

販売期間につきましては、年度当初から発注、それから契約準備を始めて、それから周知期間を経た8月当初から販売を開始、年度内に精算、補助金実績報告手続などを完了させるため、利用期間を1月末までの6か月というふうにしております。

また、商品券を発行する際は、資金決済に関する法律、資金決済法とありますが、その規定を受けます。発行の日から6か月以内に限り使用できる商品券はこの法律の適用が除外されるということもありますので、6か月間という期間にさせていただいているのも理由の一つであります。

また、これまで国への返還金、県へもそうですが、は、いずれも生じてはおりません。

以上です。

1 村松(一) 6 か月間という、法律があるということです。

では、6 番目の次のところいきます。地域経済の発展や交流者の利便性を向上させるため、それでは年間販売、半期を2回行う等を考えませんか。実施した場合のデメリット、問題点とは何でしょうか。お願いします。

産業課長 御質問の内容としましては、1年間のうちにプレミアム付き商品券を使用できない期間があるということから、年間販売できないかということだと思いますが。先ほど説明したことにもありましたが、補助金の申請手続上、3月末までに交付を受けるには、精算が確定し、実績報告を提出する必要があります。

また、商工会へ、町から事務委託をしていることもあり、2月上旬までに商品券の換金事務を終了して精算を確定するという必要があります。年度当初から準備して8月から販売、年度内に精算するスケジュールで複数回販売をする場合、販売期間と利用期間の設定、その都度、販売の受付、実績管理、換金事務などの事務が、手続が必要になります。事務の煩雑化がデメリットと考えられることから、半期、あるいは年間販売というふうなことは、今のところ考えてはございません。

1 村松(一) 県内でも6か月有効で2回販売しているところもあると聞いておりますが、これはどうして可能なんでしょうかね。もしそれが分かれば教えてください。

産業課長 詳しく聞いたことはございませんが、うちの場合だと、先ほど言った国の交付金、県の補助金というものを財源として扱っておりますが、その財源の考え方だとか、先ほどの商品券の販売期間を長くということと、それぞれの市町村では、導入してやられているのかなというふうに思いますし、あと年間分を1度で準備して、2回に分けて販売するというやり方をとられているのかもしれないんですが、ちょっと詳しくは分かりませんが、今のうちの状態からすると、年間販売するまでの人的な要因だとか、事務量だとかってということからすると、なかなか導入は難しいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

1 村松(一) 商工会に委託しているので、事務の煩雑化ということも考えてなかなかできないということなんですけども。やはり購入者の利便性を考えると、夏場も必要なんですけども、3月、4月期、新年度とか、そういうときって、これがあるといいよねっていうことも伺っています。ですから、町の、地元の経済を活性化させるために、これは是非でも何とかやっていこうということを考えていけるんじゃないかなと思います。なかなか法律上の制約があるので、何とかクリアするのは難しいかもしれないんですけども、今のこの機会に、何とか、町の商工業、商工会、商店を守っていくためにも、何か手を打っていかねければいけないと思います。そのことでこのプレミアム付き商品券というのはとても効果があるということは認識しますが、ぜひ、何か年間計画、年間販売できるように考えませんか。

町長 年間にして、例えば販売量を倍にするというようなことができるのであれば効

果があると思います。今、3万冊ですが、3万冊を2回つくるということならかなり効果があると思いますが、これ補助金もらってやっている事業ですので、3万冊が増えることはありません。補助金の範囲内で全額ぐらいプレミアム付き商品券にしていますので、これが倍になるということで通年になるのであれば効果というのはかなり出るとと思いますが、3万冊が売れてしまって、1年間の御家庭の中のトータルの中で消費がされるという考え方に基つけば、現行の中で私は大丈夫だというふうに思っています。これが、何遍も言いますが、倍になるというようなことが起こり得るのであれば、それは効果があると思いますが、現状としては倍になることはあり得ませんので、そういう御理解でお願いをしたいと思います。

- 1 村松(一) これは倍になるということは単純にはできないと思います。町内在住者、在勤、在学しても、現在、この資料を見ても2,500人程度ですので、その人たちがもう一回使うということになるとと思いますけども。なかなか町内の人だけということに限定すると大変だと思います。そこを何とか考えていくというのは、私もいろいろ知りたいと思いますけども、今後ちょっと検討していただきたいと思います。

現在販売しているものですが、これって、残り全部売り切れる見通しというのは、ありますか。

産業課長 現在、本年度分の残りが、今6,700冊ほどございます。今年度、昨年度と比べて1万冊増刷しているので、まだ余裕がある状況です。過去にも途中から一人当たりの販売数量を変更したりってということもして、販売はしておりますので、その辺も見据えながら、年度内、期間中に販売完了できるよう努めていきたいと思っています。

以上です。

- 1 村松(一) これは、販売全部完了しないといろんな返還金が生じてくると思うので、その辺はまた町のほうでも上手にやっていただきたいと思っております。

ちょっと時間のほうが来ましたので、最後の質問ですが。将来的には、ちょっとこれまだ難しいと思いますが、紙媒体と並行してアプリの利用も可能することは検討できないかということで、これ、いろいろ今後のことも考えると、こういうことも設楽町内も導入していく必要があるんじゃないかということを考えています。これまた、町だけではなくて広域でやってくとか、いろんなことをやっていかないと地域の商店がどんどん無くなっていくんじゃないか。新しい外部からの大型店舗が町内にあふれて、地域のものが無くなっていくということが危惧されますので、ちょっとその辺、何か新しいことを考えたことありますか。

産業課長 はい。現在は紙の商品券のみとしています。議員おっしゃられるとおり、デジタルとかのものも必要な時期に来ているということは認識しております。ただ、商工会さんとの御理解も必要ですし、各商店さんへの説明等も必要です。近隣の東栄町さん、新城市さんは、それぞれ別々のものを導入していたりっていう

ところもありますので、その辺の導入の実績だとかメリットなども見ながら、次にこれをやる機会があれば、商工会とまた検討して、導入できるものについては前向きに検討したいと思います。

以上です。

1 村松(一) 今後、関連事業者で働く方の協力とか支援もお願いできるんじゃないか
と思います。これからも町内業者の利用促進と地域経済の活性化のために、さら
なる工夫を検討していただきたいと思います。

時間がまいりましたので、以上で質問を終わります。

議長 これで村松一徳君の質問を終わります。

議長 次に、5 番加藤弘文君の質問を許します。

5 加藤 5 番、加藤弘文です。おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、
一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いします。

一つ目の質問ですが、設楽町平和祈念式典についてです。

本年で、先の大戦が終結してから 80 年がたちました。約 310 万人もの日本人
の戦没者、またそれを大きく上回る周辺国の被害者の方々の御冥福を祈って、全
国で、各地で追悼と平和への祈りをこめて式典が行われました。

しかし、設楽町にも多くの戦没者がおみえになり、御遺族の方々もいらっしゃ
るにも関わらず、数年前に戦没者追悼式に代わって行われることとなった平和祈
念式典が開催される様子がありません。御遺族や戦争経験者の多くがお亡くなり
になっている今日、戦争の惨禍や平和の尊さを、戦争を直接体験していない私た
ちがどうつないでいくのかが問われています。町当局の姿勢と考え方を問います。

ここで、席の移動をさせていただきます。

[加藤弘文議員質問席へ移動]

5 加藤 まず始めに、昨年度は、8 月 20 日火曜日に平和祈念式典が行われました。

しかし、本年は当該時期に開催されておりません。本年度は、戦後 80 年の大切
な節目の年ですが、町として開催を見送るということでしょうか。そうであるな
らば、その理由は何でしょうか。

町民課長 町民課長依田のほうから御説明をさせていただきます。

平成 30 年度に当時の設楽町遺族会長と協議し、戦没者追悼式から平和祈念式
典へと移行しました。この移行は、遺族の高齢化が進むなど追悼式への参列者が
減少する中、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さを後世に絶やさず伝えるためには、
多くの町民の皆様が参加できる形にすべきとの考えに基づきます。

平和祈念式典への移行を契機とし、平成 30 年 6 月 19 日に平和宣言を制定し、
また平和祈念式典では全町民を対象に広く参加を呼び掛け、新たに児童生徒によ
る平和の誓いを取り入れました。移行当初は毎年度開催を予定していましたが、
コロナ禍に入り、令和 2 年度、3 年度は開催を見送ったところ、このあたりで式
典の開催方法の引継ぎにそごが生じ、令和 5 年度は予算が計上されていなかった
ことから開催を見送りました。今後、このようなことがないようにとの反省を踏

まえ、町長、副町長、担当課で協議した結果、周辺の自治体の状況等の現状を踏まえ、周年にとらわれず、継続的に開催し続ける観点から隔年開催に変更しました。これにより、令和6年度に開催しましたので、令和7年度は当初予算を計上しておらず、開催する状況にありません。

以上です。

5 加藤 はい、隔年開催ということで答弁を頂いたわけですが。昨年の9月11日、決算特別委員会の議事録、ここにございますが、同僚議員の質問に対して、提示計画案の訂正案として、隔年開催するというかたちではなく、遺族会からの要望でも毎年開催してほしいということであり、今後は毎年行う予定であるという答弁を頂いております。その後、明確な訂正はなく、この答弁は、どのような扱いになっているのか教えてください。

町民課長 はい。今の加藤議員の御指摘でございますが、確かに議事録を確認しますと、当時の総務課長がそのように発言しております。その後、私もこの4月から町民課長になり、前町民課長との引継ぎにおいては、そういった発言はありましたけども、その後検討した結果、隔年開催至った経緯を踏まえると、やはり、そういった発言はあったものの、隔年開催がベストではないか、ベターではないかということで、現在に至っており、令和7年度においても予算を計上していないというふうに引き継いでおります。

現状については、以上です。

5 加藤 今、答弁頂いたわけですが、大げさに言うと虚偽答弁になっていないか。

要するに、議会のほうに説明は、訂正があったよという報告は、私だけでしょいか……かもしれませんが、聞いておりませんし、その経緯も明確ではないということで今回の質問に至ったわけですけど。こうした姿勢というのは議会軽視にもつながるのではないか。要するに正式な委員会で答弁されたことが内部の検討会で覆されているという、とりわけこうした大事な件についてそうした対応がされたことについては大変問題があるのではないかと思います。どうでしょうか。

町長 議会での発言というのは、大変重いものというふうに認識をしておりますので、おわびを申し上げたいと思います。ただ、予算化をする段階で予算化をしてないということですので、本当はその折にどういう理由で予算化をしなかったという説明を申し上げなきゃいけなかったというふうには考えております。

私の中で職員に対してテーマがたくさんありますが、その中で、いつも言っておりますけれども、財政のスリム化ということと、職員の仕事のスリム化というのも大きなテーマです。その中で、職員の仕事、年々増えていくわけですが、その中でスリムにこなさいということを言ってるわけですが、なかなかこれできないのが現状であります。その中で、当初予算化を考える中で職員の中で、こうしたことを検討されて予算化をしなかったということですので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

説明がなかった悪かったという点については改めておわびを申し上げたいと

いうふうに思います。

5 加藤 町長の答弁を頂いたわけですが、平和祈念式典のような内容のものが、財政のスリム化、仕事のスリム化で、説明がされるというのは、大変問題があるのではないかというふうに私自身は思っています。

そういう意味では、今の御答弁あったわけですが、この後も、続いて質問していきますので、その中で明確に答弁いただければと思います。

という答弁の中で申し上げますと、戦後 80 年の年でもあり、節目として 8 月開催にこだわらず、年度途中でも企画を立ち上げて、補正予算も組んで、本年度内の平和式記念式典を開催することはできないですか。

町民課長 その点につきましては、先ほど町長の答弁にありましたとおり、総合的に考えて、一度、御指摘があったことを踏まえてすべきか否か、いちおう執行部とも協議はしたいとは現場では考えておりますが、ただいま町長の答弁が現状の状態でございます。

5 加藤 現状ということで御答弁を頂きました。

次に、昨年度開催された平和祈念式典では、参加された方が 50 名ほどと、本当に少なく、その開催意義や成果が問われました。町の記念式典の成果目標は、戦争の惨禍と真実を伝え、恒久的な平和を希求するため、全町民参加により開催するとなっております。全町で来賓も含めて 50 名で、全町民の参加を得ているとお考えですか。かつては、30 年ほど前ですが、300 名を超える参加者で奥三河総合センターホールがいっぱいになるような式典が行われたという記録がありました。こうしたことの原因は準備不足なのか。次第及び内容の検討不足なのか。広報不足なのか、開催時期なのか。対策の必要性を感じました。設楽町平和宣言に恥じない式典の開催に向けての今後の対策を問います。

町民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、おっしゃった昨年度写真を見ますと、広いホールに少ない参加者であったことは、それは事実だと思います。広報無線等、様々なかたちで周知に努めました。が、平日の日中で一般の参加者が見込みにくいなど、周知に努力が足らなかった部分もあるかと思いますが、式典を充実させるうえでのハードルは多かったことは確かだと思っております。また昨今の社会状況を見ましても、情勢を見ましても、当町に限らず戦争に対する意識が風化しているのかなというような影響も否めないと思っております。

このような状況を踏まえますと、主催する側としては、式典という形で終戦となった 8 月の開催が最も適正で適切であると思うものの、戦争の悲惨さを後世に絶やさず伝えるためには、式典にこだわらない工夫も必要であるという認識を持っています。

例えば、先日、奥三河郷土館開催されていまして特別展に行っていました。戦争知らないと思われる世代が熱心に見学されている姿を見ますと、式典以外の方法でも、後世に戦争の悲惨さを伝える手段の有効性を痛感した次第です。

以上です。

5 加藤 ただいま答弁を頂いたわけですが、最後に式典にはこだわらないでこうした考え方は、1年を通じて行っていくという、当然のことだと思います。そうした、戦争の悲惨さとか平和の大切さを学んでいく機会は、当然、この日1日だけのことではない、そんなことはよく分かっています。ただ、象徴的に全町民を挙げてこうした式典を開催することの意義について、もう一度考えてみたいと思います。

まず、開催時期ですが、今課長からもお話ありましたが、昨年の8月20日は、夏休み中ではありますが、火曜日のウィークデーです。働いてみえる町民の方々の参加は望むべくもなく、小中高生の姿も平和宣言担当者以外はほとんどなく、御遺族の方々の姿も僅かでした。土日の開催はできないものなののでしょうか。また、それぞれの方々への式典参加への働きかけはどのようになされたのでしょうか。先ほど、一生懸命やったんですかという話があったんですが、具体的にはどうだったかということです。

町民課長 お答えさせていただきます。まず、様々なかたちというのは、一般的な広報無線もありますが、一応、周辺町村の例を見まして来賓等で25名の方、また一般参加者でも、遺族会におられた方はもちろんのこと、前回参加された方にも直接お手紙を送るなど、1人でも多くの方が開催していただくように周知をさせていただきました。ただ、やっぱり大きな町を見ますと、例えば前年度の開催時に案内を出したのは、町議会議員や県議会議員の皆様のほかですと、基本的にはいろんな民生委員とか、区長会といった組織の代表者というところ限定されておりまして、その辺り、周辺の話聞きますと、全区長に声をかけたりとかいう話もしておりますので、実際出席していただけるかどうかというのは非常に何とも言いがたいところもありますが、そういった工夫が必要ではなかったのかなという反省はございます。

以上です。

5 加藤 今のお答えですと、招待状というのは、御遺族、それから来賓の方々への招待状というのは出されたということ。ただし、民生委員、区長さん等へは限定的であるということで、今御答弁いただいた。

今後考えていくときに、一つ、しっかり考えなきゃいけないことの一つに、子供たちの心、教育長に問いますが、教科学習に劣らず、平和教育、平和学習というのは、大切な教育内容だというふうに思っておるわけですが。こうした式典に参加する中で、そうした学びを深めるというふうな機会にするというお気持ちはございませんか。

教育長 はい。今実際にそうしたことはやっていないわけなのですが、学校教育の中でも平和に関することを子どもたちに伝えることは大切なことだと思います。ただ、式典に参加してくださいということを今のところ各学校に投げかけることは考えていません。今まではそうだったのですけれども、子どもたちの代表に平和の誓いというものをやっていただいて、その中で、子どもたちに伝えることがで

きたらなということでやってまいりましたので、今のところは、そういうかたちがいいのかなというふうに思っています。

ただ、先ほど申し上げたとおり、平和に関する教育というのは大切だと思っています。

5 加藤 教育長として、平和学習の大切さについての認識はよくわかる、ただ、式典の参加は考えていない。意義は認めるがやらない。いいことだと思うけど、やらないっていう結論が導かれる過程がよく分かりません。子供たちにいいと思うことはどんどんやってあげるのが教育委員会の務めではないかというふうに思います。そのことにどんな支障を感じてみえるのか教えてください。

教育長 こういったことを私一存で決めたくありませんので、まずは、例えば校長会だとか、そういったほうの中で皆さんとよくお話をし、それで考えていきたいと思っておりますので、この場の答弁としては、誰一人として学校関係者にはそういうお話をしておりませんので、こういう回答になります、何かの折に、校長会、例えば来月の校長会に、議会でこういうお話がありましたということで、校長先生方とお話をするということはしたいと思います。

5 加藤 前向きな答弁ありがとうございます。

教育長は、各学校を指導監督するという意味で、校長先生が反対、反対って言われても、意義をちゃんと認めている教育長が指導監督していくっていうことは必要なことだろうというふうに思いますので、その辺も踏まえて、ぜひ話題にしていただけたらと思います。

次に、式典の内容についてなんですが、戦争体験者の話を直接お聞きできれば一番良いのですが、当時のお話が聞ける方々も少なくなってきました。そこで提案となりますが、例えば、平和についての本を音読として披露されている津具語りの会に出演をお願いしたり、小中学生や高校生に、平和を願う合唱曲というのがたくさんございます。そうしたものを披露していただいたりすることで、その保護者も含めて親子での参加を促せるのではないかと思います。

また、先日、テレビ放映されました「火垂るの墓」また、「はだしのゲン」、「この世界の片隅に」など、子供たちにも分かりやすいアニメーションなどを映写して、戦争の惨禍や平和の尊さを子供も大人もみんなで考える機会としてはどうでしょうか。

また、本年8月に奥三河郷土館にて、先ほど紹介がありました「子供たちに伝えたい『私の昭和20年8月15日』の記録」という特別展が行われました。戦争体験者の貴重な証言や物証などが展示されておりました。こうした展示会の再展示も、式典の中で工夫でできるのではないかと考えますが、こうした考えはどうでしょうか。

町民課長 はい、御提案ありがとうございます。今議員がおっしゃられたこと、実際やっぱいろんな工夫の中で考えられることじゃないかなと思っております。その辺り、御質問も教育委員会に飛んだわけではございませんが、教育委員会とも

ちょっと連携をとりながら、開催方法が隔年という前提でいけば、来年度開催の予定ですので、そういったところで関係課とも相談しながら、工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

5 加藤 前向きな検討をぜひお願いします。

さらに、戦没者追悼式が平和祈念式典に変わった経緯については大まかには説明を受けていますが、式典の開催に対する遺族会への町当局の支援が少ないために、困難を生じたのではないかと懸念をしているところです。高齢化もしており、無償のボランティアでやっているという皆さん方の活動として重かったのではないかというふうに懸念をしたわけです。

ところが一方で、大戦後 80 年が過ぎたのですが、世界の、そして国内の様子を見ると、隣国のロシアは、ウクライナへの侵攻戦争を 3 年以上も続けています。また、同じく隣国の北朝鮮は、ロシアへの戦争協力を続ける中で核兵器の開発を進めています。そのような中で、国際協調の考え方とは異なる、かつての軍国主義を支えた国粋主義のにおいもする自国第一主義、極端な排外主義などが頭をもたげています。こうした中で、戦争の実相を知り、平和を考え、守ることの大切さは、さらに重要性を増していると思います。町当局のこうした意義を踏まえて式典開催に対する本気度、覚悟を問います。

町民課長 すいません、ちょっと事務方の答弁になりますが、お答えさせていただきます。＜＜1 : 33 : 10＞＞：

設楽町遺族会事務局は、設楽町社会福祉協議会が受けておりました。しかし、これまでの戦没者追悼式、平和祈念式典は、町の主催で開催してきました。周辺町村では、遺族会があるところは補助金を出してやっていたような時代もあるそうです。

結果的に遺族会の解散は、会員の高齢化でやむを得ないものと町としても認識しております。しかし、近隣町村が遺族会の解散を契機に式典の開催を取りやめる中、当町は平和祈念記念式典に形を変え、隔年とはいえ、継続をさせていただいております。

さらに平和宣言を制定し、設楽町遺族会の解散後は、町が忠魂碑の清掃を設楽町社会福祉協議会の委託という形ではありますが、それぞれの事情に合わせて、設楽町遺族会からの要望もありましたので継続して忠魂碑の清掃をやっております。

こうした点からも、戦争の悲惨さ、遺族の意思、平和の尊さを後世に伝える姿勢は、他の自治体にも決して劣らないものではないかというふうには担当課レベルでは思っております。

5 加藤 本気度、覚悟を問いますなんていう言い方をして、ちょっと大げさな言い方をしたわけですが。本当にこうした中で、戦争のこととか平和のことを考える、そういう場を持つということは大切なことだろう。しかも、遺族会は、去年の答

弁によりますと遺族会が毎年開催を要望していると。毎年ぜひ開催してほしい、私たちはできなかったけれども開催してほしいという要望を述べてみえるということも踏まえて考えるならば、これは一度きちんと考える必要があるのではないか。

私ごとではありますけども、私の父親は当時海軍に所属してフィリピンのルソン島に配属されておりました。戦闘で足に砲弾を受け、負傷し捕虜となりましたが、一命を取り留めて帰国をいたしました。多くの戦友を亡くしたと、後に私に話をしたことがあります。

そうした戦没者の方々への慰霊の式典は、2年に一度やっておけばよい。町民がみんなで戦争と平和について考える機会、2年に一度あればよい。近隣の町村でも何も行われていない所もあるんだから、アリバイ的に2年に一度やっておけばいい。そういう理屈は理解できません。

再度問わせていただきます。本年、戦後 80 年の節目に当たる平和式典は行わないのですか。また、設楽町は、毎年、平和祈念式典を行うことはないという方針は再考されないのですか。

町長 一度検討はさせていただくつもりはありますが、何年前ですか、庁内で検討した結果が現在の形になっておりますので、その中で、私どもができることを一生懸命やっていこうというつもりであります。答弁が重複するようではございますけれども、私どもの町として今できることを一生懸命やっているという認識は持っております。持っておりますので、毎年開催ができるかどうかということも含めて検討はさせていただきたいというふうに思っております。

5 加藤 もちろんのことですが、開催の意義を踏まえて、もう一度ぜひ、根っこから検討をしていただきたいというふうに強く願っております。またその結果は、報告を議会のほうにきちんとしていただきたいと思います。

関連で、お話がありました慰霊碑ですが、最近の中日新聞で、遺族会の開催に伴って慰霊碑の維持管理が危機に瀕している旨の話がありました。設楽町では、今お聞きすると社会福祉協議会との連帯の中で、きちんと維持されているということですが。これは全庁にわたってそうかどうかということだけ確認したいと思いますが、

町民課長 現状で、忠魂碑の清掃を行っている箇所は、田口 1 か所。名倉 1 か所、津具 2 か所、神田 1 か所、段嶺 1 か所でございます。このあたりは遺族会のほうで管理していたものを引継ぎ、どうしても地元でやれない場合は、シルバー人材センターに人的なお願いをしたり、あるいは、地元でやれる場合には、そういった際の手間費を委託、シルバーから数字の委託であります。委託を通じて御支援しているという状況であります。

5 加藤 慰霊碑の状況について把握し、それについての管理も進めている旨、よく分かりました。ぜひ、その辺のこともよろしくお願ひしたいと思います。

時間がありませんので、次の質問に移っていきますが。

本年になって地域の存続への願いに反して、有教館高等学校作手校舎の2年後の閉校が決定されました。

今のところ、本町にある田口高等学校に統廃合の話は出ていないと聞いていますが、改めて少子化、過疎化の中で、本町の田口高等学校の存続のための対策の強化は予断を許さない時期に来ているんだと考えます。

本町では、これまでも様々な対策を講じておりますが、必要なニーズを捉えて、適切な対応がさらに求められるのではないかと考えます。県立の高校であるために、県と町との間の中で、町の担当部局との連絡調整不足があるのではないかとともに危惧しているところです。

その辺のあたり、教えていただければと思いますが。

初めに、決算の時期ではありますが、これまで、設楽町が実施してきた田口高等学校への魅力化をめざした取組の実績成果を、どのように分析しておられるのか。また、今後どのような支援をさらにしていこうと考えているのかについて、答弁をお願いします。

企画ダム対策課長 はい、田口高校の魅力化は、設楽町版総合戦略の基本目標に掲げております。

具体的には、基本目標の④に当たります、「設楽町での子育ての希望を実現する」の中で、愛知県と連携して、魅力化に努めるとうたっております。

今までに田口高校の魅力化として実施してきた事業は、例えば、資格等取得支援事業補助。これは田口高校生が学校の指定する資格等を受験した際にその受験料を補助する。通学費補助、町内に住む田口高校への通う生徒に対し通学費を補助する。入学祝い支給ということで、町民が田口高校へ入学するときに商品券6万円を支給。奨学金返還補助、田口高校卒業生が設楽町に住んで奨学金を返還しながら働くときに支援する補助。あと、廃止にはなりましたが、路線バス、乗車回数券の購入補助。現在は終了しておりますが、田口高校お仕事フェアみたいな形でやっております。

これらの事業を実施することで、ほかの県立高校に通った場合と比べると手厚い支援になっていると考えておりますが、少子化の動きの進展もあり、生徒数の増にはなかなかつながっていないのが現状となっております。

しかしながら、魅力化事業を開始した平成28年度から町内中学校の田口高校への進学率を見ますと、令和3年度からですと、54.5%、令和4年度56%、令和5年度34.7%、令和6年度48.5%となっております。各年度、振れ幅はあるものの、魅力化事業を始めた28年度の進学率を上回っており、地域内での田口高校の魅力が浸透しつつあると認識しております。

今後の支援策につきまして、現時点で新たな補助制度等による支援は考えておりませんが、現行の制度を継続しつつ、田口高校及び愛知県教育委員会と十分に情報交換を行いながら、効果的な取組になるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

5 加藤 答弁頂いたわけですが、様々な魅力化事業がこれまで行われていること、それから成果の数値的なものについては、決算の時期ですので決算書のほうで確認を同時にさせていただこうと思っていますけれども。

そうした支援策をさらに新たなレベルアップをさせていこうというあたりはまだ考えてはいないというあたり、それから、もう一つは、この問題をお話するときには、いつも企画ダム対策課長さんが答弁をされるという形になって。窓口がそうなんだよといえ、確かにそうなんだろうと思うわけですが、教育課ではない、要するに、高等教育に関わってのところではないというところでいつも違和感を感じながら答弁を伺う。教育が行われていることのフィルターみたいなものは通っているのかどうかというのがいつも懸念されるところです。そういう意味では、縦割りの、教育委員会も含め、ほかの課も含めた総合的なそういう視点で支援を考えていただけたらなということを常に思っております。

それから、次ですが、田口高校では設楽町の方針に寄り添ってアウトドアをカリキュラムに取り入れるというふうな大胆な方策を持っている。これは本当に町に寄り添って、子供たちの教育を地域の教育として育て上げようとしてる、すごくいい目だなあというふうに思うわけですが。そうしたときに町として事業への人的支援とか財政的な支援っていうのは、具体的に行われておりますか。

企画ダム対策課長 愛知県教育委員会側が、田口高校の魅力化として本年度、この学科の中に、お試しというか、試行という形でアウトドアというのを少し進めていくということで動きがございました。まだまだ、始めたばかりでどういった形がいいかというのは、まだ愛知県教育委員会側も探り探りやっているところですので、その中で、愛知県教育委員会側が町に対して、こういった支援はできないかとか、そういう話があれば考えていくような準備はあると思います。

5 加藤 今、「あれば」というお話があったわけですが、こうして高校がカリキュラムを工夫してまで寄り添ってきているのだから、こちらから、「こういうこともできますよ」、「こういうこともお手伝いできますよ」というふうな提案型で、こちらから持ち込むような勢いでぜひやっていっていただきたいなというふうに思います。

田口高校は県立ですので、町にどれだけのことをお願いしたらいいのかよく分からないという声も実は聞いておるんです。それは県に要望することじゃないの、町じゃないんだよっていうふうに言われちゃいそうな気がする、実際に言われているかどうかは分からないんですが。要するに、そうした意味で田口高校と町当局の定期的な連絡会が行われているかどうか。その場での具体的な成果はあるのかどうか。年に2回とか3回とかいうふうなことではなくて、日常的なそういうものがあるのかどうかということです。そうした情報交換の中で田口高校の要望を受け止め、担当する部局の実施体制というのは整っているのかということをお聞きしたいと思います。

企画ダム対策課長 2 番目の質問としてとらえてお答えします。

田口高校には地域学校運営協議会が設置され、いわゆるコミュニティ・スクールとして動き出しております。

この協議会には、地域振興を所管している企画ダム対策課が出席しており、年度ごと3回以上開催することが要綱で定められており、定期的に情報交換や意見交換等、学校運営に関し協議することを、ができるようになっております。

要綱に定められた協議事項としては、1、教育計画に関すること。2、教育課程の編成に関すること。3、学校組織の編成に関すること。4、学校予算の執行に関すること。5、学校施設及び設備等の管理並びに整備に関すること。6、田口高校の魅力化に向けた取り組みに関すること、となっております。

またこれとは別に、東三河ビジョン協議会が策定した、東三河振興ビジョンの重点プロジェクトにおける森林・林業の魅力伝道事業に位置づけられた田口高校魅力化プランを東三河総局及び県高等学校教育課が連携し、地域資源を活用した商品開発や環境教育、時代に合った林業の担い手育成など、地域や社会の健全で持続的な発展を担う、職業人として必要な資質、能力を育成するプログラムの開発及び運営支援により、田口高校の魅力化を図ることを目的として事業が展開されております。

この事業の実施に当たって、地域人材、企業、団体等との連携が必要不可欠であり、その役割を地元である設楽町が関わっております。

そうしたこともあり、この事業の主体である県高等学校教育課とは事業の進捗状況の確認や企画運営に関わる意見交換など、定期的に連絡を取り合っております。

参考にですが、こういった中の地域の木工業者、例えば木と革 aoyama さんと協働した商品開発を6年度に行ったり、本年度は、学習カリキュラムの作成で、学校設定教科、先ほど言ったアウトドアの関係、並びに、スマート林業といったものを今新設しております。

あと、探究の時間、1年生から3年生を対象とした、本年度につきましては、1年生が地域の大人と話すという会を設けたり、来年度以降は、2年生、3年生にそういったテーマを設けて行っていくということをしております。

先ほど言った1年生につきましては、10月9日にトークフォークダンスといった講座を開いて学校と関わりを持っていこうということで動きが動いてるところです。

以上です。

- 5 加藤 様々な田口高校への支援として行われている旨についてはよく分かりました。ただ、最近情報で聞くと、田口高校の寮についても、町が積極的に支援をするような動きもつくってくださっているというような話も聞いておりますが、もう10数年前に聞いた部活動等の移動支援なんかについては一歩も進んでないような話も聞いちゃうんですが、田口高校の先生とも時々出会うのですが、部活動支援みたいなものというのは、できるだけしてあげたいし、それから技能競技み

たいなのもあったりするというふうなことで、そうしたときに、移動支援がなかなかできないとていうふうに、最近もちょっと聞いたんですが、その辺はどうなんでしょう。ちょっと個別なことで申し訳ないんですが。

町長 私も会議に出ておりまして、移動支援の話がありました。現在、部活の移動支援にうちのバスを使ったりということをしています。3町村のバスを使って移動支援をしておるんですが、高校側からもっと小さな単位でもというようなお願いをされてます。ですが、県立高校ですので、私どもがどこまでできるのかというのは議論の必要があると思っています。何でもかんでもお願いされたら全部うちで責任を持って移動支援をするのかというところではないと思っていますので、その辺は、議論をしてやっていきたいなというふうに思っておるところです。

5 加藤 移動支援のほう、町のバスも動いているということで、安心しました。その辺の実態把握もできていなかったですから。ただ、田口高校、例えばテニスでこの前、大変な成績を上げられたわけですが、テニスの部員を集めて行くよという、7人ぐらい、7人だとバスが動かないとかいうふうなことは実際にはあるのかなと。今町長言われたように、実は田口高校は県立高校ですので、それは町のやるべきことじゃないっていう話になる。県は県で、町でやってくれとは言わないでしょうけれども、県ではねられてくると、しょうがなく町へ来るんだけど、町はあなたは県立だから、県立のほうで頑張るなさいよってという話で、田口高校がそういう面で不安定な立場になっていないかという懸念を実はするわけです。町の大切な学校ですので、県立高校ではありながら、こういうことをやっているということが実はたくさん、今までもやってきてるわけですけども。支援には限りがあると思いますが、ぜひ、そうした具体的な言葉を定期的に会議を行ってというお話がありましたが、定期的にではなくて日常的にそういうことが行われるような関係づくりをぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それから、一つ関連なんですけど、昨年田口高校と町の文化祭の合同開催が行われました。私も行って、高校の現状や高校生たちの活躍の様子が見られて、大変有意義なものであったという記憶をしています。本年は合同開催ができないということなんですけど、そのようになってしまった経緯と、町としての今後の対応について、ぜひ聞きたいと思います。

教育長 ただいまの件ですけども、昨年、文化祭が終わった時点で、田口高校の関係者、それからうちの文化協会等と反省会というか、を実施しました。その中で、やはり、あまり準備期間もなく開催したものですから、いろんな問題点が挙がってきました。会場の問題、雨降ったときとか、あと、出演者の問題だとか。そういうことを踏まえると、高校側も文化協会側も別の会場でやるという判断になりました。ただ、日にちは一緒にして、お互いの文化祭を盛り上げていこうという話にはなったものですから、今年度は、日にちは一緒なんですけど、会場は別ということで行うようになった経緯であります。

5 加藤 分かりました。その地域の学校としての開催の意義というのはとてもあった

ない感じがするわけで、どこかで折り合いがつけばいいなということを希望します。

林業アカデミーのことについてお話をしようと思いますが、時間がないので、飛ばさせていただきます。また担当課長のほうに直接お話をしたいと思います。

最後ですが、愛知県に対する総合要望を先日行っていただきました。総合要望の内容を一般質問の通告後に知ったので、齟齬を生じているかもしれませんが、県立高校の存続、魅力化のための予算措置については町と高校が情報を日常的に共有しながら、さらに強く要望していくということは、現在考えておられますでしょうか、ということです。

町長 要望を行ってきたところですが、行った内容については、また後日御説明をさせていただきます機会を設けようと思っております。基本的には、田口高校の魅力化ということで、これ、県の東三河のビジョンの中にも取上げていただきました。これは大変大きなことだというふうに思っています。田口高校の魅力化ということで、県の東三河のビジョンの中に取り上げていただいておりますので。ですので、その中で県の教育委員会として示されたことを、タイムスケジュールをきちんと持って進めていただきたいということ、そして私どもとしては、専攻科の設置まで考えてやっていただければ、寮の運営は私どもでやりますというお話と、最後に、カリキュラムの中で来年から変更していただきます、その中でドローンというものがキーワードに出てまいりますので。私ども今年度から始めますが、職員にドローンの資格をとらせようと思っております。災害対策ということで、ドローンの資格を順番にとらせようと思っておりますが、その中で田口高校と連携ができるものがあれば、私どもとして協力をさせていただくというお話をしてきたところであります。

5 加藤 議長、5 番加藤。

議長 時間となりましたので。

5 加藤 はい。今後、毎年行われるでありましょ総合要望に関しては、内容について、できれば事前に、議長、副議長だけでなく全員に対して公開していただいて、議会の中で検討や調査ができるような機会をつくっていただけないかなということを思っております。これは要望です。答弁はいりません。

以上で質問を終わります。

議長 これで、5 番加藤弘文君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10 時 55 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午後 10 時 55 分

議長 休憩に引き続き会議を開きます。

ここで議員の皆様をお願いします。

関連質問は結構ですけれども、できるだけ通告から余り大きく外れないように、関連質問をよろしくお願いいたします。

次に、3番原田純子君の質問を許します。

3 原田(純) 3番、原田純子です。議長のお許しを頂きましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

令和7年5月13日の活性化委員会にて、きららの森基本整備構想及び基本整備事業の御説明を受け、6月10日には総務建設委員会による現地視察がありました。それらを踏まえて、きららの森基本整備構想及び整備事業についての質問をさせていただきます。

現在、日本全国にある原生林は、屋久島、白神山地、知床半島、小笠原など、そのほとんどが世界遺産に登録されていますが、原生林の面積は国土の森林面積の僅か4%足らずです。だからこそ、なおのこと設楽町内にあって太古からつながれてきた、かけがえのない段戸裏谷原生林をそのままの姿で守り、未来に伝承する義務と役割が、今を生きる私たちには課せられているのだと思います。

原生林とは、原則人間の手が入っていない森林、人間の都合で改変されていない自然であり、そこには人間の価値観や都合では測れない自然の法則や秩序が歴然と息づいています。日本の古来からの価値観は、人間が万物の頂点にあり、ここからの視点によって、人間の合理や都合によって自然界を征服していくという考え方ではなく、生きとし生けるもの、路傍の花にも石ころにも小さな虫にも、あらゆるものには魂が宿り、人間も万物の一部に過ぎず、自然界の恩恵を享受しながら、与えながら祈りや感謝と共に生きるというアニミズム的な思考が、ことに日本人の中には忘れられない記憶として、色濃く残っていると思います。

段戸裏谷原生林、きららの森は、モミ、ツガ、ブナ、ミズナラ等の植生に育まれた原生林で、その中でもブナの歴史は古く、白神山地系の遺伝子を持っており、160万年前からの遺伝子を刻んでいると聞いています。

令和6年度きららの森基本整備構想のプロジェクト概要が記載されたレジュメには、「きららの森、段戸湖とブナの原生林は、手付かずの国定公園で紅葉シーズンや夏はアウトドアやトレッキングに訪れるような隠れた観光スポットである。釣りやトレッキング客というある程度の人々が来ているが、お金を落とす仕組みがない。さらに、民間事業者を活用する為にその目的やコンセプトを整備することで、町として事業性と投資効果のある整備をしたい」とあります。

日本の森林面積のわずか4%に満たない原生林を、それこそが、そのままであることが、かけがえのない価値であるものを、資本主義の論理で原生林を利用し、活用して人間中心の経済の論理を森に持ち込むことは、共生以前に、設楽町の宝を壊しかねない危惧と危機感を抱きます。

御説明によりますと、きららの森整備構想は30数年前からの長期にわたる計画であり、令和4年3月議会の、七原議員の「きららの森整備事業について」の

一般質問に対し、「原点に立ち返り、きららの森の活用を再検討する」との答弁を町長がなされたことに伴い、令和4年度には国有林を購入する方向で決定し、令和5年度には段戸湖を含む国有林野41,260平方メートルを578万円で購入し、町有地となったと伺っています。

きららの森の一部国有林野を購入するに至った流れと動機、目的について再度、伺いたいと思います。

これからは、質問席に移らせていただきます。

[原田純子議員、質問席へ移動]

産業課長 それでは、1つ目の御質問にお答えします。

国有林野の購入に至った経緯であります。この事業は、議員おっしゃるとおり長期にわたる計画であり、設楽ダム建設同意の際に策定された、水源地域整備計画に位置付けられた事業であります。

この計画策定当初から、町が段戸湖を含む周辺の国有林野を購入して町有地として事業展開することが計画されておりました。

その後、令和4年度に採算性といった点を含め事業内容の再検討を行いました。町内事業者ともヒヤリングなどを行い、様々な課題や今後の展開などが挙げられました。その結果、それを具体化して実行するために、また、この計画の目的のためには、従来の計画どおり、用地を購入して整備することが必要との判断から、購入することといたしました。

以上です。

3 原田(純) はい。ありがとうございます。今の御質問ですと、計画の目的について、明確なお答えがなかったかと思います。お願いします。

産業課長 計画の目的というところですが、当初からビジターセンターを建設し、きららの森のすばらしさ、それから、引き続き残していくということの重大さをビジターセンターから学び広げていくという当初の目的を達成のために、購入するというに至ったものであります。

3 原田(純) 設楽町が購入されるにあたり、どのような個人あるいは団体、企業と協議されたのでしょうか。

産業課長 はい、当時からきららの森の整備事業につきましては、民間事業者さんのアドバイス等を頂いておりまして、ただ、それは事業内容についての検討でありました。計画の当初の段階から、先ほど言いましたとおり、うちが購入していくというところはあらかじめ決まっておりましたので、再度、事業を検討する中でもその考えは変わらず、購入して整備するという必要性を最終的に判断したというところであります。なので、どこに相談というところでは特には行っていないというところであります。

3 原田(純) それでは、民間事業者さんというのは、どこなんでしょうか。

産業課長 はい。令和4年度に活用方策の見直しとか再検討をするときに、アドバイザーとして、ADDR e C株式会社をお願いをさせていただいて御意見等頂きま

した。

3 原田(純) では、ADDR e Cさんだけです。はい、分かりました。

では、続けます。

令和4年3月議会の同僚議員の一般質問で、ビジターセンターの実施計画の内容及び事業費の内訳について問われた、当時の産業課長の御答弁は次のようなものでした。「314 平方メートルの建屋とイベント広場を設け、事業費は約2億円を予定している」。

さて、令和6年度きららの森基本整備構想では、ビジターセンター200 平方メートル、宿泊サポート施設 30 平方メートル、キャンプサイト 80 平方メートル×7、遊歩道プラスウッドデッキ、30 台収容の駐車場等の事業基本計画が示されていますが、事業費の総額はおよそどれ程を想定されていますか。

産業課長 あくまで基本構想の段階での概算になりますが、令和8年度、令和9年度の2か年で、議員のおっしゃられた事業に約3億円を見込んでおります。またその財源は、設楽ダム水源地域整備事業の充当を予定をしております。

以上です。

3 原田(純) 令和6年度きららの森基本整備構想のレジュメ5ページから6ページにある、行政と地元関係者、ADDR e C株式会社との間で行われたワークショップでは、段戸裏谷原生林の自然からの学び、自然との向き合い方など、示唆に富んだ考察であると感じました。自然と人との深いつながりと理解、すなわち歴史と自然科学、哲学、共生を学ぶ場としての原生林であるということなのだと思います。ワークショップの内容は観光の対象としてではなく、自然科学などの学究の対象であり、祈りの場、畏敬の対象、歴史の対象、人間復興の場としての要素が込められたワークショップであったと思います。必要な原生林の維持、管理など、関係者の皆様の思い入れと御努力によって、きららの森はきららの森としてのあり様を後世につないでいけるのだと思います。

その観点からしても、段戸裏谷原生林きららの森に、あえてキャンプサイト、宿泊サポート施設を造る必要性はないと思います。既に隣接する豊川市野外宿泊施設きららの里がその役割を果たしているのではないのでしょうか。

産業課長 はい、現在の基本構想の中では、様々な可能性を模索するため、キャンプサイトや宿泊サポート施設などを掲げておりますが、自然公園エリアであること、学術的にも重要な原生林であることから、現段階でキャンプサイトで火などを使用することや、利用者を宿泊させる施設にする考えはございません。現地で宿泊する際の施設としては、きららの里を活用することを考えております。

以上です。

3 原田(純) ぜひ、キャンプサイト、宿泊サポート施設は必要がないと思いますので、きららの森を守る意味からしても、その辺は慎重にお願いします。

それで、やっぱり隣接するきららの里なんですけれども、設楽町に豊川市が建設した豊川市野外宿泊施設として、もう既にあります。そして、定員数 44 名収

容のログハウスが4棟あるし、8人定員のケビンが3棟、ファイア広場、屋根つき広場、野外炊事場などが備わっております。それで、豊川市の学校行事で使われる以外は予約制で、どなたも宿泊できますので、そちらのほうでもう既に用意されていると考えます。

段戸裏谷原生林きららの森に資本主義の論理、経済的効果を持ち込むのは間違いではないでしょうか。

町長 御質問の趣旨は大変よく分かるんですが、これ順序立ててお話をさせていただきます。

もともと、これダム計画を受け入れるときに、もう、書いてあるとおり三十何年前からこの計画を立ち上げて議論をされてきたというふうに承知をしております。私はちょうどダムを受け入れるときに議員をしておりましたが、その折に37項目という確約事項、約束事を制定してダムを受け入れたという経緯があります。

その中に、この事業は、水源地域整備計画という中に位置付けられている事業でありますので、それを今の段階で私たちの一存の中でやらないという判断をするのは大変難しいというふうに思っています。

ですが、私になったときに、もう既に計画があって、2億円をかけてあそこに施設をつくるという計画がありましたが、時代の流れとともに、これ、維持管理は基金の中でやりくりをするということで見えていたわけですが、その基金も当初思っていたほどの利息がつかないということですので、枯渇するということになります。ですので、そうであるのであれば、どうやって維持管理をしていくのかということを検討をするという意味で、一度白紙に戻させていただいて、この計画をさせていただいたということです。

言ってみえることは大変よく分かるんですが、もともとの計画が、これ、ダムを受入れの条件というふうになっておりますので、それをもしやめるとするのであれば、そこには一定の手続が必要だと思っています。皆さん、今52年目ですが、52年間ずっと検討されてきた、積み重ねてきたものの結果がここにあるわけですので、それを今の私の立場の中で、私の一存でこれはもうやめますというのは判断は大変厳しいというふうに思っています。もしそうするのであれば、そこには一定の手続を経て、今まで携わってこられた方の了解なりを頂くということが必要じゃないかというふうに思っています。

3 原田(純) ダムを造るという条件の中の37項目の中にこれが入っているというんですが、それを遵守するという内容はまだ決まっていないわけです。遵守する必要があるのかどうか、縮小できるのではないかとということを申し上げております。

町長 言ってみることはよく分かります。ほかにもいっぱいあります。例えば、これだけではなくて、ダムを受け入れるときに、3つの公園を整備しましょうというような話もあります。

その当時に整備をするということを確約事項の中に掲げて調印をしたわけがありますので、それはやっぱりそこに携わられた皆さん、住民の皆さんの思いということだと思います。それをやっていくに当たって、ただただやめればいいのかということではなく、言われるとおり、どう維持管理をしていくのか、基本的には、確約事項でありますので造る方向で調整をしたいというふうに思っていますが、やめるという選択肢がないわけではありません。ありませんが、やめるという選択肢であったり、少し縮小するという選択肢をとる上では、住民の皆さん、ダムで出されてきた皆さんの御理解を頂くという手順が必ず必要だと思っておりますので、私、選挙になりますのでなかなか言いづらいところはあると思いますが、次、来年度はぜひこの話をしたいなというふうに思っております。果たしてこのまま確約事項だからといってすんなりやってしまっているのかという思いは私も持っておりますので、その中で、皆さんと一緒にどんな形でやっていくのかということを検討したいと思っています。

ただ、何遍も言いますが、今年 52 年目です。52 年という長い年月の間に、この先人の皆さんが積み上げてこられたものでありますので、そこには一定の重みが、かなり大きな重みがあるというふうに思っておりますので、そこはしっかりと考慮したいというふうに思っています。

3 原田(純) はい。ただいまの質問で、きららの森に資本主義の論理、経済的効果を持ち込むのは間違いではないですか、という問いに対してお答えいただきたいのですが。

産業課長 議員おっしゃるとおり、貴重なブナの原生林のすばらしさを広く知っていただくということが行政の役割でもあると考えております。また、それがこの事業の目的であると考えております。それには、安心して安全に利用ができる施設と環境が必要であって、それを維持管理するには、当然に経費を要します。その経費を生み出す手段として、民間事業者による事業展開を目指すものであって、決して段戸裏谷原生林内を整備開発して、大規模な設備を設けて収益を得るということは一切考えておりませんのでよろしくお願いします。

以上です。

3 原田(純) 町として事業性と投資効果のある整備をしたいというふうにおっしゃっていらっしゃいます。例えば、観光公害、オーバーツーリズムっていう弊害が挙げられます。例えば、動植物の生息地破壊、植生へのダメージ、動物へのストレス、外来種の侵入、ごみ、水質汚染、マナー違反、騒音などで、結果的に原生林の歴史的、学術的価値に少しずつ浸食し、破壊に手をかすことにならないかということをお慮するところでは。

きららの森を訪れた方の人数は、令和 3 年度 1 万 6,728 人、令和 4 年度は 1 万 2,168 人と出ていますが、令和 5 年度、6 年度に訪れた方の人数をお伺いいたします。

産業課長 議員の御質問にあります、令和 3 年度と 4 年度の人数ですが、各年度の決

算の成果報告書、御覧になられたかなと推測いたしますが、この人数は、東海自然歩道の入り込み客数かと思われます。きららの森の入り込み客数ですが、令和3年度は4万800人、令和4年度は4万560、御質問の令和5年度は4万160。最後、昨年度が3万6,160人でありました。

以上です。

3 原田(純) はい。増減なく推移しているということだと思います。この数についてどのようにお考えでしょうか。

産業課長 はい、ちょっと細かく分析したことはありませんが、3万から4万人の方が来ていただいているっていうことを見ると、一定の関心度というか、ニーズといますか、があるところだなというふうには思いますので、これを広く、さらに増やしていくために施設も整備も必要だなというふうには思っております。

以上です。

3 原田(純) はい。設備施設の充実というのを否定していません。ただ、やはりきららの森を守っていくための方策といますか、考え方を申し上げております。今の4万人ぐらいですと、月にすると2,500人ぐらいになると思いますが、これが適正であるかどうか私には分かりませんが。

次、きららの里ときららの森の差別化として、きららの森は、あくまで環境学習の場としての自然との共生と理解の場であり、必要最小限の維持管理を除いて、原生林を後世に引き継ぐために、人間が臨界点を超えて踏み込んではいない境界を知る場でもあり、その目的に徹することが後に禍根を残さないやり方であると考えますが、お考えをお伺いします。

産業課長 委員がおっしゃられるとおり、環境学習の場として、自然との共生と理解の場であることは間違いありません。水源のまちとして、県内有数の自然環境のすばらしさ、その森林の持つ保水機能等、森を維持していくことの重要性を後世に伝え、学ぶ場所にしたいと考えております。ただし、人間が踏み込んでいけない場ではなくて、むしろルールを守り、決められた場所に限って森に入り、そして、ありのままの原生林の姿を見て感じ、理解するという場として提供することが必要だと考えております。それには、きららの森の状況を正しく理解し、説明していただいておりますふるさとガイドの充実にも引き続き努めてまいるところであります。

以上です。

3 原田(純) はい。そのとおりだと思います。ただ、そこに事業性と投資効果のある整備、というところです。

はい、次に行きます。

令和6年度きららの森基本整備構想には次のような記述があります。

「きららの森までのアクセスの改善を図ることで原生林への関心、利便性と回遊性の向上を目指す」とありますが、しかしこれはアクセスの向上を図ることで、徐々に原生林の歴史的価値と歴史的遺産が失われていくことの危険性が内包さ

れ、不便であることの必要性和貴重性、ようやく原生林へとたどり着くことの意味をお考えいただきたいと思います。

それについての御意見を伺います。

産業課長 今おっしゃられたところが、基本構想の15ページの「今後の方針案(仮)」というところにあります、アクセスの改善を図るという記載だと思われます。これにつきましては、きららの森に行くための道路、県道の部分を指しておりまして、具体的には、主要地方道瀬戸設楽線や一般県道田峯三都橋線のことを言います。いずれの県道も裏谷地区の皆さんの生活道路、また、豊田市とを結ぶ重要な路線であります。これまで、この路線は道幅等が大変狭く、きららの森、きららの里に向かう大型バス等の運行もできず、その際は豊田市経由で向かっておりました。こうした状況が設楽ダム建設の付替道路等の改良で改善され、この地域へのアクセスが容易になったあと、この資源をどのように活用するのかということを検討していくという方針でありますので、御理解頂きたいと思います。

3 原田(純) 今の御答弁、理解しました。

ビジターセンター等の施設の運営をプロポーザル方式で事業者へ委託される方針を計画に盛り込んでいらっしゃると思いますが、業者選定の基準となるものをお伺いします。

産業課長 現在発注しております、きららの森整備基本設計業務委託の中で、プロポーザルに関する資料の作成を検討している最中でありますので、はっきりとした基準をお伝えすることはできませんが、町が求める要件としましては、詳細設計ができ、その設計をもとに町内の事業者と協力して工事施工を行って、またその後、運営の全部もしくは一部も町内事業者と協力して実施できる事業者を募集する方向で考えております。

以上です。

3 原田(純) ということは、設計には町は全く関わらない、意見も言わないということでしょうか。

産業課長 そういうことではなくて、町の提案するものについて調査設計をしていただくというものでありまして、全てが民間事業者がやるということではありません。

3 原田(純) はい、分かりました。

では、仮に1つの事業者のみが応募された場合、内容のいかに問わず、その事業者へ運営権を委ねるのか。お断りする場合もあるのか。応募がなかった場合どうされるのか、お伺いします。

産業課長 当然、内容審査によって、こちらの意図や審査基準に沿わない場合はお断りすることになるかと思います。また、協議次第で、事業内容のすり合わせ等ができるようならお任せする可能性もございます。万が一応募がなかった場合は、内容を修正し、再度公募を行うことになるかと思いますが、それでも応募がない場合でも、最初に答弁したとおり、水源地域整備計画に位置づけされている以上、

整備する必要があると考えております。

以上です。

3 原田(純) 段戸裏谷原生林きららの森整備事業について、施設を含めた運営権を民間事業者に委託されるのではなく、設楽町の公営施設として運営可能な適正規模で、設楽町という地方自治体によって運営されることこそが賢明な選択であり、それが設楽町の水源地を守ることだと思います。その方向に舵を切られるお考えはあるのでしょうか。

産業課長 はい。先ほど答弁したとおりですが、公募をして、設楽町と一緒にきららの森を守るという理念のある民間事業者のノウハウを生かして運営していただきたいと考えております。町が整備して公営施設とした場合、当然ですが、将来にわたって維持管理と経費の負担が生じるため、何とかこの経費が捻出できる仕組みを考える必要がありますが、今のところ町が行うということは考えておりません。

3 原田(純) 近年の国際情勢、国内情勢は明らかに二、三年前のそれとは異なり、やみに隠されていた部分、光の当たらなかったところの情報が少しずつではありますが、開示され、言えなかった発言を死の覚悟を持って発信される方も出てきました。今や日本という国が、国際グローバル企業の餌食になろうとしていること、国の出す様々な政策が果たして日本国民のためになっているのか、誰のための政策なのか。真っすぐなまなざしで一人一人が検証し、何が真実なのかを自分で調べ、自分で考え、自分たちの未来を選び取っていく主体性が求められます。

今や、どんな田舎の地方自治体も、外国人、外国企業による土地買収、企業買収の対象であり、殊に水源地については言わずもがなで、設楽町とて例外ではないことをしっかりと認識しなければなりません。

外国企業に限らず、資本主義のもとでは、会社経営のために利益を追求することは当然のことで、それによって企業の発展、社員の生活の確保、担保することができるわけです。

しかしながら、原生林を利活用して、町の利益、企業の利益を図ることは本末転倒で、生きている原生林の声を聞き、原生林を未来に残す、原生林が許容する最小限の人間との関わりにとどめることの必要性を思います。

ADDR e C株式会社がきららの森基本整備構想に参加し、きららの森基本整備事業の地質調査、基本設計とプロポーザル資料作成、運営企業調査業務等を委託されることになった経緯をお伺いします。

産業課長 はい。令和4年度の再検討するに当たりまして、今まで、全くきららの森整備に関わっていない、携わっていない、また、きららの森を知らない民間事業者によるアドバイザーを探しているところ、日本各所でまちづくり指針や公園整備の基礎となるコンセプトの在り方など、複数の業種を横断してそれを取りまとめ、計画を策定することのできる業者として紹介をしていただきました。その後、客観的な見解から整備計画に対する助言、整備に係る複数の業者をつないで

いただき、アドバイスを頂くことができました。その結果、現在の委託業務など ADDR e C へ委託することとなりました。

以上です。

3 原田(純) きららの森に関わっていない、知らない事業者をアドバイザーとしてお探しされたということですが、関わっていない、知らないということの意味っていうんですかね、以外の業者を探されたということにはどんな意味があるんでしょうか。

産業課長 はい。先ほどから申し上げております長い間の計画、整備計画は、30 数年かかっておりますので、その間に関わった業者さんですと、これまでの考え、町の考えだとか思いだとかというところも十分理解していただいているところですが、それではなくて、新たな視点で、あそこの森を利活用できるというものを御提案をいただきたいということから、全く関わっていないところを探して願うするということになります。

3 原田(純) その事業者さんは、何度ほど、きららの森に足を運ばれたのでしょうか。

産業課長 具体的な回数までは把握しておりませんが、今年度事業に対しても、同じ方を含めて複数回こちらに来ていただいておりますので、何度かという答弁にさせていただきます。

3 原田(純) 令和 6 年度きららの森基本整備構想のレジュメの 3 ページに、「+ダム建設整備・地域連携」と書かれておりますが、この意味するところは何でしょうか。

産業課長 議員のおっしゃる、「+ダム建設整備・地域連携」と記載されているところは、基本構想内の 3 ページ、プロジェクト概要の上段の部分だと思います。これはあくまでプロジェクトの概要というところですが、先ほど来から答弁の中に出ております、設楽ダム水源地域整備計画に位置付けられている事業であって、今後動き出す、設楽ダム周辺整備事業とも連携しているというところから、あえて記載をさせていただきます。

以上です。

3 原田(純) このきららの森基本整備構想を考えるに当たって、町内事業者さんとか関係者、検討委員会の参加というのはどのような基準のもとに決められたのでしょうか、選ばれたのでしょうか。

産業課長 先ほど、冒頭の令和 4 年度の検討の部分で答弁して、町内事業者さんという名前を出させてもらいましたが、具体的な商店等の名前は伏せますが、町内で個人で経営されている農家さんだとか、牧場の方、花屋さん、飲食店さんなどなどの、比較的、観光業とか町の活動に御協力いただいている、それから町の発展を望まれているといいますか、様々な意見をお持ちの方ということをこちらからピックアップさせていただいて、直接話を聞いて、その際には、ADDR e C さんも同席していただいて具体的な声を聞いて、それを計画に反映させたというところでございます。

3 原田(純) その中には検討委員会も含まれていますか。

議長 下平産業課長、分かる範囲内で答弁を。通告からちょっとまたずれ始めておりますので、分かる範囲内で答弁ください。

産業課長 はい、いわゆるその検討委員会っていう正式な形での設置はなくて、検討する際に、声かけさせていただいて参加していただいたということです。

3 原田(純) その中で、この構想に慎重な方々をそこから外されたと同っておりますが、それは事実でしょうか。

産業課長 あえて外したというよりは、先ほど説明した方々には声をかけさせてもらいましたが、町内の方、広く参加を。こういった検討をするという場を設けて参加を募ったものでありますので、あえてこの方を除くということは具体的には行っていないということでもあります。

3 原田(純) 実際に私が知っていることとはちょっと違います。はい。

では、段戸裏谷原生林きららの森整備事業に関わりをいただいているADDR e C株式会社は、2016年に建築、不動産等のデザインファームとして東京都に設立されています。ADDR e C株式会社の株は100%を関西電力が保有しており、ADDR e C株式会社は関西電力の完全子会社ということになります。そして、関西電力の株は日本マスタートラスト信託銀行12.07%の保有、そのほか、外国から公表されていませんが、あと日本カストディ銀行、JPモルガン証券株式会社3.26、外国法人27.7%、金融機関26.6、神戸市2.45%など、関西電力の株を大量に保有しており、会社経営に一定の影響力を持っています。

また、関西電力のエネルギー事業として、水力発電事業などの再生可能エネルギーと呼ばれるものも推進しています。東京の火葬場は、主に東京博善という企業が運営する民間施設と、自治体が運営する公営施設に分かれていて、東京博善は親会社の広済堂ホールディングスが株式の過半数を中国系投資ファンドに売却したことで、実質的に火葬場の70%が中国資本に渡り、東京博善の民営部分が中国資本の運営に委ねられ、使用料の高騰などを招いています。このような例は、北海道を初めとする日本各地で散見されます。

きららの森と同様に、設楽ダム小水力発電事業のPFI方式の導入についても、運営権を民間に委ねることは、最悪を想定した場合、設楽町の水源地がリスクにさらされる危険性があるということを見据えていただくことを強く要望して、質問を終わります。

以上です。

議長 これで原田純子君の質問を終わります。

議長 次に、田中邦利君の質問ですが、質問中、お昼休憩を挟むと思いますので、12時になりました段階で、質問、答弁を一度締めて休憩といたしますので、御承知おきください。

次に、8番田中邦利君の質問を許します。

8 田中 私の質問方式は、一問一答、一括の中間ぐらゐのやり方で、質問事項は2つ

ありますが、1つずつ一括でやらせようと。ですから、質問事項の1は、1問4答ぐらい。よろしくお願いします。

質問事項1「特産センター管理に関する住民要望について」、質問をいたします。

集会施設の管理運営は、住民活動にとって密接な関わりを持ち、特に統廃合、機能縮小という場合は住民の理解と納得ということが欠かせません。田口特産物振興センターは、利用者が年間で5,000人余、利用団体500余、これは、町施設のうち、かなり利用されている部類の集会施設と思います。町内の公共的な組織、健康づくりのための組織、団体、文化スポーツ団体など、利用者は幅広い層にわたっており、多くの人たちが利用しています。意外にも、行政関係組織の利用も多く、その業務に役立っています。特産センターという集会施設は、言わば町民の文化、健康、地域活動において拠点的作用を果たしており、町内でもよく利用されている施設の一つであると言えます。無人化は、こうした活動の制約につながり、地域住民の活動上の少なくない影響を与えるものになっていると考えます。

そこで、第1に、これを無人化にした理由を改めて聞くものであります。お答えください。

次に、第2、町財政の運営上、町財政の健全化、行政の合理化は避けて通れないことであり、このことはもちろん理解するものであります。しかし、この処置にはいまだに批判や疑問が寄せられています。無人化にあたっての利用者等との話し合いはできていたのか、あるいは話し合いが不十分ではなかったのか、お尋ねをします。

第3に、批判や苦情の改善、解決のための方策として、元のように管理員を置くことも考えられます。これもなかなか元に戻すといっても簡単なことではありません。そこで、現実的な対応として、コミュニティプラザやトレセンのように、任意団体を置いて管理する方式は検討できないか、お尋ねをします。

第4に、質問通告では、近所に鍵を預ける方法もあると思うが、昨今では難しいと述べてしまいましたが、鍵を預かってよいという人が特産センターの近所の人の中に出てまいりました。そうした申出をしてくれる人が、質問通告後出てきたわけで、願ってもないことではないでしょうか。よって、鍵の保管を依頼したらどうか。そうすることによって利用者の利便性は図れると思いますが、どうでしょうか。

第5に、暗証番号式スマートロック方式を採用して、特産センターにリモートロックを設置して、利用者の利便性を図ることを提案したいと思うが、町の見解をお聞きします。

暗証番号式スマートロック方式は、予約管理システムとセットにした方法です。管理人が施設に常駐しながら物理キーを利用者に手渡しする仕組みが一般的ですが、そのため、毎回の窓口対応が負担にもなり、人件費もかかるなどの短所があります。施設予約に伴う申請書や支払いの手間もかかります。リモート

ロックで一人一人の利用者ごとに個別な暗証番号を発行、管理することで、キーレスでも安全なカキの受渡しが実現されます。数十人、数百人でも、それぞれの利用期間に応じた暗証番号を自由に設定できます。いつ誰が開場したかの実態把握が可能で、履歴はクラウドに保存され、管理者の携帯やメールに即座に通知も可能といいます。W i - F i に接続して利用するクラウド型システムのため、遠隔で暗証番号の発行、削除などの管理が可能です。暗証番号は 24 時間 365 日いつでも使える番号でも、時間制限や曜日設定をした一時利用のための番号でも利用に応じて自由に設定発行できるといいます。スマートフォンやアプリその他の専用機器を持っていなくても、ボタン操作で簡単に鍵を開けられます。

これは、公共施設やギャラリー、会議室、避難所、休日開放の学校体育館などにも広く運用できるものであります。導入について検討する価値があると思いますが、町の考えをお尋ねしまして、質問席にかかります。

[田中邦利議員、質問席へ移動]

産業課長 それでは、一問一答ではなくて、今の御質問、全てお答えする形でよろしいですか。全てまとめてお答えさせてもらって、いいですか。

8 田中 はい。

産業課長 それでは、まとめてお答えさせていただきます。

1 つ目の、無人化した理由をというところですが。

本年 3 月の議会全員協議会及び定例会で説明したものと重複いたしますが、田口特産物振興センターは、これまで指定管理制度により公共施設管理協会を指定して管理を行っていただいております。比較的多くの方に御利用いただいている施設ではございますが、公共施設に係る全体的な見直しを進める中で、町の財政負担を軽減する手段として、役場から近く、役場職員への業務負担が少ない特産センターを町の直営へと変更したものであります。この取組の成果や課題を洗い出し、今後の公共施設管理の方向性や在り方等を検討する指標と、モデルの一つとなっていくものと考えております。

次、2 つ目です。無人になることで、鍵の借り貸しや使用料の支払い等で、これまでよりも利用者の方に御不便をおかけすることになるため、方針決定後、速やかに個別に案内状を郵送いたしました。また、広報したらへの掲載、区長便で案内文書を回覧するなど、周知に努めてまいりました。また特産センター利用の際にも、当時の公共施設管理協会の職員から直接案内と説明もしていただきました。しかし、事前に利用者の方々からの意見聴取や話し合い等を行っていないことが後の批判や苦情につながった要因であると認識しております。

次の 3 つ目です。当初、利用者の方から批判や苦情も頂き、中にはほかの施設を利用するにすることにしたいということも伺っております。現在は細かな不便をおかけしているかとは思いますが、繰り返し御利用いただいている方々は、徐々に慣れていただいている。大変ありがたいところではありますが、おおむねスムーズに実施できているのではと感じているところです。

このため、現在のところ、職員が常駐する方式、従来の方式に戻すことは考えておりませんが、委員が御提案するコミュニティプラザやトレーニングセンターを管理する任意団体が特産センターへ移り、管理を兼任することができれば、従来の方式に戻り、また現在の直営化による経費の削減も引き続き図られることから、検討する余地はあると思いますが、各団体の意向もありますので、あと、その団体が管理している今の施設の管理方法などの課題も出てきますので、慎重に進めたいと思っております。

次に、新たな4つ目、鍵を預かってもいいよという御提案の件です。

申出につきましては大変ありがたいところで、感謝するものでありますが、先ほど申しましたとおり、比較的多くの御利用をいただいておりますが、鍵を取りにこられるのが、1日3回だとか4回だとか、夜間もあつたりというところを考えると、なかなかお願いするのはいかがかなというふうに個人的には思っております。ただ、そういった申入れがあつたということは把握し、今後の管理の上ではちょっと検討の材料にしたいと思っております。

最後、新しい5つ目の、スマートロックについてです。

議員がおっしゃられるとおり、Wi-Fi環境を用いて利用者に対して一時的な暗証番号を遠隔で発行することができるスマートロックの利用は、物理的な鍵の紛失、かけ忘れなどのリスクの軽減も図られ、特産センターの鍵の貸し借りと返却の手間をなくす方法としても、また先ほどの任意団体が移り、管理することが難しい場合にも有効な手段と考えます。ほかの公共施設の管理方法と照らし合わせ、また、導入費用、ランニングコストなども確認し、有効であれば導入に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

議長 はい。ここでお諮りします。先ほど申し上げましたとおり、ここで休憩をとりたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

議長 休憩に引き続き、8番田中邦利君の一般質問を再開いたします。

8 田中 まず、町民の方が不便に感じておるということですが、だんだん、だんだん慣れてきたのではないかという答弁は違います。かなり不満や批判が残っているんですが、言ってもしょうがないって諦めて、しかし、役場に対する不信感は進展していくと。町民の信頼のためには、やっぱり誠実な役場の対応をお願いしたいと思えます。

それで、任意団体をトレセンにおいて、そこに管理してもらおうという案ですが、それについてはお答えではよく分かりませんでしたけども、任意団体を探して骨

折ってもらえるのか、あるいはそういう団体が出てきたら、気を付けていて、そういう人か団体に相談してみるかとか、いや、あのときはそう言ったけども知らんよというふうに考えているのか。その3つのうちどれですか。

産業課長 任意団体の件は、昨年度の段階でもちょっと一部相談をさせてもらった経緯もあります。ただ、期間が短かかったりということもあって、具体的に動くところには至りませんでした。ただ、その団体もシステムを使っていたりというところがあるので、その辺の移行に時間もかかるというところも理由の一つにあって、具体的にはなりませんでしたが。うちのほうの考えとしては、そういったところも引き続き、動いていただける可能性があるならそこはお願いしたいと思いますが、期間とタイミングと、先ほど言ったように、今いる場所の管理のこともありますので、その辺を見ながら、慎重に進めたいなと思っています。

8 田中 期待して朗報を待っております。

次に、鍵を預かってもいいという方がみえると。先ほど申し上げたように、500団体ぐらいが年間利用していると。休館日を除きますと、2団体か3団体、要するにダブって、違う団体が。いろんな部屋があるものですから、そこを使うことになって、3団体か4団体が使えるから、昼、夜こう使えるんですけども。昼と夜に分けて、昼はどのぐらいの団体が使っているのか、夜はどのぐらいか。何団体が使っているか分かりますか。

産業課長 少し前、令和5年の数字になりますが、日中でいきますと、団体数といえますか利用件数でいきますと、日中が500件程度、夜間がおおむね100件です。

8 田中 先ほどの答弁では、たくさんの利用者がおって、例えば鍵を預かっていただいても対応に大変だよと。多分、一人の人ではさばき切れないんじゃないかなというのは答弁頂いたんですが。例えば、せっかく、そうやって言ってくれる人がいるので、夜だけとか昼間とか、そういうふうにして、その人が受けられるぐらいの範囲で預かっていただいて、利用者がそこを利用すると。その徹底はまた大変なんですけど、夜と昼と違ったりするかもしれないんですけども、大体夜やる団体と昼やる団体と決まっていると思うものですから、そこら辺も余地があるのではないかなと思って、ぜひこれ、そういう話合いもしていただきたいんですけども。せっかく申出があるので、ぜひ、多少手間暇とかいろいろごちゃごちゃしても、お願いしたほうがいいと思うんです。そのほうが、町民の方の町政参加だとか協力だとか、これから促されていくのではないかなと思うんですけども、そういう点ではどうでしょうか。

産業課長 特産センターを指定管理にしているときも、夜間利用の際は役場で鍵をお貸ししていたということもありますので、日中については、そういった御厚意を含めて、ちょっと執行部で検討はしてみたいと思いますが。先ほどの声もありました、謝礼だとか、責任の所在だとか、細かなところいろいろありますので、この辺も含めてちょっと考えてみたいとは思っています。

8 田中 考えるだけじゃなくてアタックしてくださいよ、お話ししてくださいよ。後

で聞きますよ。お願いします。

次に、暗証番号式スマートロックの話ですが、町民の方から、特産センターを使いにくくなったと、えらいおしかりをいろいろ頂いて、意見も頂いておりまして、どうしたものかなと。今言った、鍵を預けるところを探すとか、あるいは任意団体にそこ入ってもらうとかいうのも、すぐには難しいというふうに印象がありまして、いろいろネットなんか調べていたら、これに行き当たりまして、かなり、スマートロックだけ設置するのだったら数万円でできると。それから、町のほうで管理した場合には、数十万でシステム的にはできるという情報がありまして、これでいけないかなというふうに思ったんです。それで、これは検討してみますじゃなくて、今日お答え頂きたかったんですよ。課長も当然いろいろ調べられて、このことについての適否は判断できたかと思うんですが。これ導入されたらどうかと思うんですけども、この場で、導入することについて検討したいというような答弁はできないですか。

産業課長 はい、議員からの御質問を受けて、私のほうも、インターネットで調べて資料等も取り寄せております。費用の面も、価格のところも見てどのぐらいかっているところ把握はしているので。ただ、言われたとおり、予約のシステムだとかまでも入れるのか、こちらで、任意的に暗証番号を発行するという形だけにするのか、それとも特産センターだけなのか、ほかの施設も使うのかという部分もありますので。今のところ有効なものだということは認識してますので、課の中でも、ちょっと前向きに考えていこうという方向ではありますので、導入しますとは今言えませんが、それに向けて進めていますので、よろしくお願いします。

8 田中 これ、いろんな自治体に広がっておりまして、いろんな部門で使っている、開閉式だとか、門扉だとかエレベーターのところとか、いろいろ使えるらしくて、多分これ広がっていくと思うんですね。これはいろんな施設に普及すると、町長が狙っている、人員を削減するというか、職員の負担を軽減するという意味でも効果があるんじゃないかというふうに思います。町長、どんなふうに考えているか、お聞かせください。

町長 はい。大変有効な手段だというのは理解をしております。ただ、移行期に当たって、これで全てが解決できないという大きな課題があります。要するに、スマートフォンの扱いであつたりネットの扱いが苦手という方のほうが多い町でありますので、その中でどうやっていくのかというのはやっぱり少し検討を要することだとは思っておりますが、将来的には必ず必要なものになるというふうに理解はしておりますので、検討はしていきたいと思います。

8 田中 いろんな主要団体の代表で申請される方は、それなりにメモができたり、スマートフォンが使えたりするものですから、心配するようなことは、多分そんなに起きないんじゃないかなと思っています。暗証番号をパッと行ってあげれば、あるいはLINEか何かで送れば、それをもとにやって、有効期限を役場のほうで設定すれば、それでまたその番号では開けられなくなるものですから、非常に

安全にもなっていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。できれば来年にはやってもらって、と思っております。あ、町長選挙の前ですから、すぐにやった方がいいです。

次、質問事項2について質問をします。

「育休退園について」、質問します。聞きにくい単語ではありますが、ちょっとそれを説明します。

保護者が、第2子や第3子の出産のために育児休業を取得すると。取得すると家庭で保育ができるじゃないかと、そういう環境があるんじゃないかとみなされて、既に保育園に通っていた上の子ども——3歳未満児に限るようですが、該当するようですが、その子が退園を迫られるというのが、育休退園制度というふうに私理解しております。

で、3歳児以上は既に社会性を有して、退園で突然環境が変わることは好ましくないとの理由で、引き続き園に残ることは御承知のとおりです。で、育休退園制度について、町としての認識をお尋ねします。これが、第1です。町の認識ですね。

次。同退園制度は、子育ての継続性を妨げるという問題があります。子供の権利条約に照らせば、保育を必要とする子供たちの発達や健康、最善の利益を無視して、子供にとっては強制的に退園させられてしまう、人権侵害ともいうべき状況があります。

親にとっては、上の子と生後間もない下の子の面倒を見る負担は大き過ぎないでしょうか。育休退園を迫られるゼロ歳から2歳の小さな子供さんが、保育園の生活によりやく慣れたと思ったら退園をしなければならない。お友達や先生と仲よくなって楽しく保育園で過ごしているのに、ある日保育園に来てはだめと言われる、とても悲しいことです。第2子、第3子の出産が可能な環境づくり、子育て支援、少子化解消の観点や、子供の権利の点からいっても、保護者の育児休業の期間内でも園児が継続して施設を利用できるようにすべきと考えますが、どうでしょうか。

県内では、名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、郡内では東栄町など、13市町村が育休退園制度を廃止しており、さらに広がっていく情勢です。当町でもこの流れに遅れることなく、子育て支援の町、設楽町として早期にこの制度の廃止に踏み切るべきだと考えますが、どうでしょうか。

町の保育の実態上の運営の具体的な問題も聞きます。

当町において育休退園についての対象者は、過去どの程度出ているか。また、今後の予想はどうか。

それから、待機児童については、町内保育園でその実態があるのかないのか示していただきたいと思います。

設楽町は、待機児童が発生している、あるいは年度途中で希望の時期に入園することができず、保護者が育児休業を延長せざるを得ないという地域ではないと

いうふうに推測されます。退園該当の児童が継続通園できる受皿は十分にあると
考えます。その点はどうでしょうか。

次。一般的な育休退園制度においては、保育園に通うゼロから2歳児の母親が
育児休業に入った場合、園児を退園させるという制度ですが、当町における実際
の運用はどうなっているのか、お伺いをします。

次に、育休の取得は、女性に偏っております。しかも半数以上が非正規雇用と
なっており、非正規雇用であると育休の取得には一定のハードルがあると聞きます。
非正規雇用や自営業など、育休制度を利用できない家庭への支援について、
一定期間後に終了の意思がある場合には、育休と同等に扱うという運用はできな
いものでありましょいか。非正規労働者でも育児のための休業をとった場合、正
規の育休に準じた通園措置の対応とるべきと思うが、どうでしょうか。

次に、育休退園だと、受入園児の増減はないが、育休退園制度を廃止すると園
児が1人増えることになります。その場合、町の措置費とその他の負担が増える
と思うが、財源はどの程度必要となるか、お尋ねをします。

また、ゼロから2歳児クラスの保育士の確保が定員オーバーで必要になる場合
が想定されますが、どうか。

以上、質問をいたします。

町民課長 はい。まとめてお答えいたします。

まず、最初の御質問です。

育休退園制度、概要はどうかということです。

ちょっと確認の意味でのお答えになりますが、育休退園制度は、下の子の出産
で育児休業を取得する際に、休業期間中は家庭での保育が可能であるとの判断に
基づき保育園等に預けている年上の子供が退園となる、いわゆる育児休業退園を
指しているということで概要は認識しております。

2番目です。2番目の御質問です。

同制度は、子育ての継続性を妨げる、園児が継続して施設を利用すべきと思う
がどう考えるか。

答弁ですが、子育て環境の向上が求められている中、育児休業退園は保護者の
負担増、子供の環境変化、育児の抑制といった問題点が指摘されております。で
すので、園児が引き続き入所できることを保護者が望む場合、それに対応できる
体制を整える必要があると考えております。

3つ目の御質問です。

郡内の東栄町をはじめ、育休退園制度を廃止する市町村が増えているが、当町
でも廃止に踏み切るべきだが、どうか。

前提といたしまして、この育児休業退園というのは、法律で定められているわ
けではございません。町としては、これまで基本的に、未満児については家庭で
の保育が可能な場合、上のお子さんの退園をお願いしてきました。これは、家庭
での保育が可能であるため、保育園での保育が必要ないという認識からです。た

だし、3歳以上のお子さんについては、保育園での生活は、集団生活を通じて社会性や協調性を育み、生活習慣の自立を促すという目的があることから、継続入所としてきました。しかし、子育て支援の観点から、近隣市町村の状況を踏まえ、さらには、今年度から毎月開催しております園長会議の場で現場の受入れ体制を確認した結果、次のとおり方針を固めました。

1番。3歳以上のお子さんについては、これまでどおり集団生活で育まれる社会性や協調性や生活習慣の自立を促すことを目的に、引き続き入所とします。

2番目。3歳未満のお子さんで既に入所しているお子さんについては、保育の体制が整っている上で受入れを行っている事実を踏まえ、引き続き保育園での保育が可能であると判断し、引き続き入所とします。ただし、待機児童がいる場合は、家庭での保育をしていただくことを求めます。これは、未満児については保育士の配置基準が3歳以上児より保育士を多く配置する必要があるためです。

4番目の御質問です。

育休退園についての対象者は過去どの程度か、また今後の予想。あと、待機児童について町内保育園であるのかということで、継続通園できる体制にあるのではないかという御質問です。

いわゆる育休退園の対象者は、令和2年度ゼロ名、令和3年度2名、令和4年度ゼロ名、令和5年度ゼロ名、令和6年度1名でした。今年度は1名が対象となりますが、先ほどの答弁のとおり、育児休業退園をお願いすることはありません。

一方、待機児童については、現時点で設楽町の設楽町内の保育園ではありません。今年度ゼロ歳児の保育入所に係る相談がありましたが、ゼロ歳児については、保育士の配置基準数がお子さん3名に1人は配置しなければならず、希望する保育園での体制が整わないため、現状では受入れできない旨の説明をさせていただきました。

5番目の御質問です。

制度上退園というが、実際の運用はどうしているか。非正規労働者が育児のための休業とった場合、正規の育休に準じた対応をとるべきと思うがどうか。

育児休業退園は法律で定められてはいませんが、これまでは、育児休暇中であれば家庭での保育が可能であると判断できることから、家庭での保育をお願いしてきました。しかし、過去において、各家庭での状況によっては、多子等の理由で引き続き保育園での保育を行った事例もあり、非正規労働者であっても、正規労働者と同様の対応をとっています。今後もお子さんの継続入所については、保護者が育児休業を取得する場合、正規労働者、非正規労働者問わず、同様の対応をいたします。

最後の御質問です。

育児休業退園の対応をする場合、費用はどの程度必要となるかということですが。

現状の職員の配置体制に基づく対応となりますので、新たな費用の発生はござ

いません。現状で対応できるものと判断しております。ただ、保育園の現場からは、下の子が生まれ、家庭環境が変わることで、上の子が不安になる。思いどおりにいかずストレスとなることがあるので、家庭で親と接する機会をしっかりとってほしいといった声を聞きます。育児休業取得の際、上のお子さんについては引き続き継続入所としますが、お預かりしたお子さんの様子を常に気にかけ、その様子を保護者お伝えし、家庭でお子さんを見られる際は、家庭で親子の時間をとっていただくようお願いするなど、町としてはお子さんを第一に考えて、保護者と一緒にお子さんの育ちを支えていきたいと考えております。

以上です。

8 田中 ほぼ満点に近い回答でありまして、あと一点は、心配するのは、そういう要綱が何かに育休退園のことが書かれてると、先ほど言ったように、12市町村のようなカウントにされない。まだ育休退園があるというふうになってしまいますが、そういう要綱はもう残さないとか、廃止するというところでよろしいでしょうか、要望あったとしても。ただいまのお答えで、でしたら、大変いい答弁を頂きまして、子育てするなら設楽町は自慢できるのではないかというふうに思いますが、町長もそこら辺は納得してそういう答弁頂いていると思うんですが、その1点、課長からお願いします。

町民課長 この当町の育児休業の際に伴う入所の取扱いについては、申合せといえますか、園の運用でやっておりまして、今現在要綱があるわけではないのですが、ただ、今後の状況、情勢、他市町村の状況見まして、定める必要があれば定めるなど、できるだけ安心できるような、事務的な担保はしたいなと思っております。

町長 はい、担当の課長がお答えをしたとおりであります。基本としては、ここに申し述べておるとおり、引き続き、見られる状況であれば預かっていこうという思いはありますが、一方で、ここにも申し上げておりますとおり、待機児童がいる場合には、その限りではありませんので、そのときの対応として、きちんとした体制をつくりたいと思っています。ただ、この質問の中にもありましたが、待機児童とは言いませんが、今年度、ゼロ歳のお子さんですが、預かれないという現実がここにあります。町で子育ての支援をするんだということを考えたときに、このままでいいのかというのはやっぱり考えなきゃいけない問題だと思っていますので、併せて考えていきたいと思っています。

8 田中 以上で一般質問を終わります。

議長 これで、8番、田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、9番原田直幸君の質問を許します。

4 原田(直) 9番原田直幸です。昼食の一番眠たい時間に質問するということで、皆さんが目覚めるような、質問をしたいと思うんですけども、逆に余計眠たくなるような可能性が高いのではないかと思います。御容赦をいただきたいというふうに思います。

それでは、通告に従い、「国民健康保険事業の運営について」と、「訪問介護、

通所介護事業の運営について」の2点を一問一答方式で質問したいと思います。

初めに、「国民健康保険事業の運営について」です。

去る7月1日の議員活性化委員会で、令和7年度の国民健康保険料や今後の運営基金の動向等を中心に説明を受けました。その中で、愛知県における保険料の統一時期が令和15年度を目標としつつ、遅くとも17年度までの移行を目標とするとのことでした。

以前、私が平成6年度から11年度まで役場職員として国民健康保険の担当していたとき、愛知県下に88市町村あり、そのうち国民健康保険料を採用していた市町村が8で、残りの市町村は国民健康保険税でした。現在も保険料を採用している市町村は設楽町を含めて6とほとんど変わっていません。旧津具村と旧富山村が合併でなくなっただけだと認識しています。

国民健康保険は、本来設楽町が採用しているように料で課税すべきだと国は言っていると思いますが、先ほど述べたように、ほとんどの市町村が税を採用しています。

念のためにお話ししておく、国保税は料率を条例で決めているため、変更する場合は議会の議決が必要ですが、国保税は賦課する割合を条例で定めているだけなので、料率は毎年の医療費の動向によって、執行部で決めて国民健康保険運営協議会に諮ることになっているというふうに思います。

また、料と税と賦課方式の違いと同時に、令和5年度の比較で、料率や1人当たりの保険料が138,733円と一番高い南知多町と料率も1人当たりの保険料が61,554円と低い豊根村とでは、半分以下と大きな差が生じています。

そこで、以下の9つの項目について質問したいと思います。

1つ目です。愛知県は料と税と賦課方式がそもそも違うこと、また、保険料にも大きな差があることを加味して、どのような方法で保険料の統一を図ろうとしているのかを把握していたのならお聞きしたいと思います。

1問目の質問を聞いて、席を移りたいと思います。

[原田直幸議員、質問席に移動]

町民課長 それでは、1問目の質問についてお答えいたします。確認の意味も含めて若干冗長になりますが、お許してください。

愛知県の保険料水準統一は、2段階で統一される予定です。まず納付金ベースで統一し、その後、全町村同じ保険料に完全統一となります。

納付金ベースの統一は、市町村から県に支払う事業納付金の算定において、各市町村の医療費水準を反映させないようにするものです。これにより各市町村の医療費の高い低いが、おのおのの納付金算定において考慮されなくなります。納付金ベースの統一は令和11年度を予定しており、令和7年度から段階的に医療費水準の反映度合いを低減させていきます。こちらの統一過程においては、医療費水準が大きく乖離してしまう市町村に対してインセンティブ交付が予定されています。その後に完全統一を目指すことになります。

前述のとおり、同じ所得、同じ世帯構成なら同じ保険料とするものですが、保険料の完全統一には検討事項が多くあります。

賦課徴収の面では、所得割、均等割、平等割の3方式とするか、平等割を廃止した2方式とするか、賦課限度額を法定限度額とするか、標準収納率をどう設定するかなど、給付の面では葬祭費や市町村独自減免をどの基準とするかなどです。

国は保険料完全統一の目標年度を令和15年度とし、遅くとも令和17年度までに移行するもくろみです。

県としては、令和8年度の県国保運営方針の中間見直しで目標年度を明記する予定です。

なお、料と税の賦課方式のいずれかを採用するについては、居住する自治体によって差異が生じることは不公平、不合理だとは考えておらず、保険料方式または保険税方式のいずれかにそろえる必要がある、及び保険料方式に統一すべきとは考えていないといった旨の政府見解が出ておりますが、県においては、現時点でどちらに統一するかどうかというのは検討段階にあります。

以上です。

9 原田(直) 今、答弁いただきました。で、私、今答弁の中でちょっと苦になったことがあります。医療費の上下、あまり関係なくするよというお話です。そうすると、保険者の努力というものがなくなっちゃうんじゃないかなという危惧をするわけですが、私の前提として、保険者の努力をこれからしようよということを、10年間の間にしようよということをお話するつもりでおるんですけど。その辺の考えについて、もう一度ちょっとお話をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長 その辺りインセンティブ交付で調整がされるということでございますので、その段階で、これは先達て出た国保の会議でもそうなんですが、少しでも保険者努力というものをしていって、少しでも緩和をしていくということぐらいしか、現在の県の流れでいくとそういった話ができませんが、これで御理解いただけるかが非常に難しいところありますが。

以上です。

9 原田(直) なかなか難しい問題であって、今まで国保の制度自体が何十年、戦後からずっと続いてきているというふうに思うんですけども、これを統一するのは難しいなというふうに思っています。これで、遅くとも17年度までということなんですけど、それでうまくいくのかなというふうなことを思っておるわけですが。ただ、これで令和17年度までって言っても、10年間、今からあるわけです。ですので、そのために、これからさっき言ったように保険者の努力をしていただきたいための質問を続けていきたいと思います。

2つ目の質問です。60才以下の被保険者数はどの位いるのか把握できていますか。

また、団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行しました。一方で、定年が延長

され、60 歳を過ぎてもそのまま職場に残り、社会保険のままでいる人が増えてく
ると思われます。そうした中で、現在約千人いる被保険者は今後 10 年間どのよ
うに推移していくと思われますか。それと同時に、約千人いる被保険者のうち、
約半分の 5 百人の人が 7 割、5 割、2 割のいずれかの保険料軽減を受けていると
思いますけれども、被保険者の推移と同様、どのような形になっていると思われ
るかをお聞きします。

町民課長 7 月末時点で、被保険者全数 908 人に対する 60 歳以下の被保険者数は 315
人です。割合にすると 34.7% です。それに対し 61 歳以上は 593 人で全体の 65.3%
を占めています。この割合は 10 年以上前から大きな変化がありませんでしたが、
70 歳以上の中에서도目立って多かった団塊世代周辺が後期高齢者医療保険に移行
していることや、被用者保険の適用者の増加により、60 歳よりやや上の世代の増
加が鈍化することによって変化が生じると予想されます。

被保険者全数は減少しながら、短期的には 60 歳以下の割合がやや増加し、そ
の後また減少していくものと予想しています。減少幅は予想が難しいですが、10
年後は 600 人を割っている可能性はあります。

具体的には、人口約 3,500 人程度で、世帯加入割合約 33%、被保険者約 550
人となる見込みです。

7 割から 2 割の法定軽減については、算定基準が世帯所得であること、1 世帯
当たりの人数が減少していることを考慮すると、全体に占める適用対象世帯の割
合は増加すると思われます。

軽減割合別の状況は、15 年程度の推移をみると 7 割適用世帯が減少し、5 割適
用世帯が増加傾向にあります。この割合については今後の予測が難しいところ
があります。

以上です。

9 原田(直) 今ですね、お答えを頂いて、ちょっとメモし忘れたので、60 歳以下の世
帯は 34% ぐらいあるということで、よろしかったですか。

町民課長 すいません。今、世帯数といいますか、60 歳以下の被保険者数で 315 人と
いうふうに御説明させていただきました。

9 原田(直) 私が思っていたより、かなり 60 歳以下の国保加入者が多いのかなと。
その人たちの所得って、どの程度あるのか、把握してみえるようだったら……今
の顔を見ると把握していないようですので、次の質問を。

3 つ目の質問です。今、65% ぐらいが退職者の方々だというふうなお答えを頂
きました。その方々に対する医療保険という意味合いが、国保、今、大きくなっ
ているんじゃないかなというふうに理解するわけですが、その方々の重病化
を防ぎまして、医療費を安くすることが国保料を安くすることにつながると思
いますが、検診率を見ると、成果報告書で 50% 強で、それほど高くなく、目標であ
る 60% にもちょっと満たないような状況だというふうに理解しておりますけど
も、その辺の方策をどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

町民課長 健診は、疾病の早期発見など医療費削減の効果を見込め、保険料の低減化にもつながります。国保被保険者の令和6年度特定健診受診率は、県全体が40.4%、国全体で38.4%の中で当町は52.1%となっており、これは現時点のデータでは県内で13番目となっています。ちなみに県内で最も高い大府市の受診率が57.2%です。

目標受診率60%は、国の第4期特定健康診査実施計画における市町村国保の目標数値に準じているものですが、現時点では当町も未達成です。受診率向上のために、現在、健診チラシや受診希望調査後に受診予定が確認できない方への勧奨ハガキの送付、人間ドッグの費用助成で周知徹底、喚起に努めています。

課題として、受診率は若い年齢層ほど低いことから、健康に対する意識が高まる40代から50代に対して重点的に健康維持の必要性をアピールしていく必要があると考えています。

また、受診率が高い60歳代から70歳代の前半が、今後、後期高齢医療保険へ移行することから、全体で受診率が下がりやすくなっている傾向にあるため、特定世代に偏らない受診状況を形成する必要があります。

受診目標率については、県内市町村はほぼ未達成ですので、まずは当町としては60%の達成を目指します。

このほか、医療機関で特定健診と同様の健診を行った場合、その結果を役場に提出することで特定健診を受診したとみなす「みなし健診」の導入検討など、検診の受診率向上に向けた取組を進めていきたいと考えております。

9 原田(直) これ直接、町民課が担当でない、保健センターのほうを担当するのもかもしれませんが、ほとんど今社会保険で入っている人は義務化ですよ、検診を受けるのは。そうすると、その人たち国保にいても、ほとんどの人は毎年の検診を受けているので、その受診率が50%って、全県的にもそういうことなんです。いかにも低いと私は思うんですけども、そこら辺の原因って、何か聞いたことがあるならちょっと教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

町民課長 いろいろ保険料の負担割合とかもあるのかなという気もしますし、会社とかの方針で積極的に行っていたのが国保に移ると、こういう言い方してはなんですけど、個人判断というのもあったりして、そこのあたりのつながりを、どうやって意識が劣ることなく、していくか。実際私も周辺見てみますと、勤めていたときはこまめに研修を受けていた人が、勤めをやめると、やめたといったようなことをよく見られますので、ちょっとその辺りもはっきり把握して、切れ目のない受診につなげていければと、保健センターとも相談しながら考えていきたいと思っています。

9 原田(直) はい。ぜひ、重病化にはやっぱり健診が一番手っ取り早い方法だと思いますので、保健センターと協力して、検診率を上げる努力をしていただきたいなというふうに思います。

4つ目の質問です。保険料についての考え方について聞きたいと思います。

令和4年度から大幅な保険料の値上げを行っており、令和3年度の一人当たりの保険料7万8,000円から令和7年度の一人当たりの保険料12万円と比べると5割近く高くなっています。特に、令和5年度から6年度の値上げ率は20%と。普通では考えられないアップ率になっていると思います。

突然の大幅な値上げは65歳以上の年金生活者が多い状況では、生活の困窮を招く恐れがあり、例えば10%以上になった場合は基金から繰り入れるとか、基金が無くなった場合、一般会計から繰り入れるとか、基準をある程度作っておくべきだと思いますが、お考えはどうでしょうか。

町民課長 保険料の値上げにつきましては、被保険者の皆様の御負担を大きくしているところで、町としても大変心苦しい限りです。

運営基金を繰り入れながら料率を軽減していましたが、基金枯渇の懸念が生じたため、やむなく料率を上げているのが現状です。特に令和6年度から事業納付金の激変緩和補正が終了するということで、令和4年度から段階的な上昇を進めてきたことから、なお大きな上り幅となっております。

基金からの繰入れについて、現時点では上昇幅に連動した繰入基準はありません。納付金確保のための料率設定という前提の中で、現時点で想定する年間の基金繰入額以上の繰入れが、基金の現状では難しくなっています。納付金の算定において緩和措置終了時のような急上昇が想定しにくいとはいえ、料率が大幅に上昇しないよう、基金等財源の確保をするにしても、現時点で基金が枯渇した場合の財源は一般会計からの繰入れ以外に見当たりません。しかし、基金を用いない決算補填を目的とした一般会計からの繰入れを行った場合、一般会計に基づく他の事業への影響が生じ、国保被保険者でない方々にも御迷惑がかかることや、県指導の下に赤字解消計画を策定する上で結果として保険料を増額せざるを得なくなる恐れがあるため、慎重を期する必要があると考えております。

以上です。

9 原田(直) 今の質問だと、どのぐらい値上げしたら基金を繰り入れるとか、その辺の基準的なものは考えるよというような答弁ではなかったように思うんですけども、そこら辺、もう一度確認をしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

町民課長 考えたいんですが、なかなか、かつての制度も変わっていることもありますが、基金を積立てづらい情勢にあるということで、考えづらい状況にあるということです。ちょっと今、そういうお答えになってしまいます。すみません。

9 原田(直) 私が言ったのはそういうことではなくて、例えばある程度値上げはしょうがないかなというふうに思うんです。ただ、大幅な極端な値上げをすると皆さんの生活に影響を及ぼす可能性が高いので、この基金を枯渇しないためにも、この値上げ幅を一定基準までのところで決めておいて、そこから基金を入れるとか、その辺の基準をある程度決めておくと皆さんにも説明しやすいんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことの回答がなかったように私は思うんですけども、そこら辺はどうなのかということを先ほどお伺いしたんですけど、いかがで

しょうか。

町民課長 後ほどお答えしようと思っていた部分でもあるんですが、現状でもしお答えするとすれば、来年度保険料の統一の年度がほぼ固まります。その上で少し計画を立てて、上がり幅を抑えつつ、こういった形で基金を使っていくかということとは考えたいと考えております。

9 原田(直) なるべくそういう方向を定めておくと、担当者も楽じゃないのかなというふうなことを思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

5 番目の質問は、なかなか積むことは無理だということですので、質問を飛ばします。

5 つ目、6 つ目はちょっと飛ばします。

7 つ目です。昨年度の保険料率は、令和4年度まで……すみません、保険料徴収率です。令和4年度までが99%前後であったものが、5年度には97.7%と1.3%落ち込んで、令和6年度には、96.1%と。滞納金額も、225万円から、6年度には400万円弱となっています。保険料がそれだけ入らないという、他の保険者に対する影響も出てくると思われます。大口の滞納は東三河広域連合に委託しているというふうに思いますけども、小口の滞納については、どのように対応されているのかをお聞きしたいと思います。

町民課長 小口の滞納は、文書催告から始まりまして、複数回の催告の後あとに電話でやりとりをしており、多くはその段階で解消となっております。

また小口の対応であっても、分納などの方法の相談に応じるなど、各家庭の事情に踏まえた臨機応変な対応で解消に努めています。

一方で収納率の向上は、保険者努力支援交付金の対象でもあることから、保険料を算定する上でも重要なものであると承知しております。

東三河広域連合による滞納整理機構発足により、滞納整理への職員の事務的、精神的負担も、私は原田議員が担当された頃よりは軽減されていることから、料税徴収における公平平等の観点からも、収納率向上に向け、関係課と連携して取り組んでいきます。

9 原田(直) 今の説明だと、電話までだというふうに聞いています。やっぱり保険料を納めてもらうというのは、対面で行ってお話しするというのもとても大切なことだというふうに理解しておりますけど、対面というか訪問をしてお話をして納めていただくようなことは現在はやってないのか、その辺のことを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長 すいません、ちょっと私が4月以降で見る限りは、大体が窓口だとかそういった電話対応で納めてくれる様が多いようですが、具体的に例えば、この家についてこういった料税が滞納してるから、個別徴収を図るというのは、町民課においては現在の体制ではちょっとできていない状況です。

9 原田(直) 財政課長に聞くと困るかもしれませんが聞きませんが、財政課と

協力して、大体滞納される方は同じ方だというふうに理解してますので、なるべく個別もやるような努力をしていただきたいなというふうに思います。

この間の7月1日の説明のときに、保険料の収入が少なくなった部分を基金で穴埋めするよというような話をされていたような気がします。で、それは、やっぱりさっきの滞納が、例えばこれでいくと、400万と100万、300万違うわけですよ。300万が4年続くと1,000万のよう超えるわけです。そうすると基金がなくなっていっちゃうわけですね。そこら辺のことも考えると、やっぱり滞納整理っていうのは本当に大事なことだというふうに私、理解するんですけど。もう一度、基金で穴埋めするっていうことは取りあえず大事なことですけど、それは被保険者に対しては、被保険者何の制限もないわけですね、もう一生懸命納めている人に対しては。ですので、そこらのことをもう一度しっかり考えていただきたいと思うんですけども、その辺のお考えについて一度お伺いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町民課長 はい。私も20年前になってしまいましたが、国保で担当しておりました。とにかく前年度のよりも収納率を上げれば、うん百万円交付金プラスっていうことがございましたので、その辺り少しでも保険料の削減につなげるということはもちろん、しっかり納めている方との公平平等の観点から、一生懸命やってきたつもりではございます。ですので、このあと、先ほどお話ししました保険者努力支援分というのは、いろんな健康づくりというものの自発的な取組もあるんですが、一方でこういった収納率向上も重要な役割でございますので、公平平等の観点、しっかり納めている方にも来るためにも、一生懸命やっていきたいと思います連携を各課と連携をとりながら一生懸命やっていきたいと思っております

9 原田(直) はい、ぜひその辺考えて一生懸命頑張っていただきたいなというふうに思います。

8つ目の質問ですけども、今、町民課長のほうからいろいろ話をさせていただきました。で、令和5年度の決算では、保険者の努力支援分というのが470万くらいあって、令和6年度の決算が250万弱、7年度もほぼ同額が。単純に200万くらい違うわけですね、そうすると、被保険者1,000人割りなおすと1人あたり、2,000円安くなるということです。ですので、そこら辺、努力していただけるというお話が先ほどからたくさんしていただけてますので、もう一度その決意をちょっとお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

町民課長 保険者努力支援交付金は被保険者の少ない当町にとっては、先ほどの収納率向上とあわせて保険料額を左右すると言っても過言ではない貴重な財源です。

現在は保健事業を行った事業費に充当される事業費分と保険者としての取組が採点される取組評価分に分かれておりますが、事業費分は、予防健康づくりの事業費に対して交付されております。取組評価のほうにつきましては、各年度で設定されている指標をどの程度達成したかで交付額が変動します。当町では検診のみならず、糖尿病性腎症の予防プログラムや、したら健康マイレージの実施、

重複多剤投与者に対する改善勧奨といった、医療費の適正化事業などの取組強化を行っています。

また、マイナ保険証に係る啓発活動も加算対象になることから、積極的に行っています。

今後、さらなる支援交付金の獲得に向けて、先ほど申し上げた事業は保健センターがやっているものも多いですので、保健センターと連携して、取組評価分の配点へつながる事業を新たに洗い出し、あるいは既存事業については内容を充実させることで、さらなる交付金の獲得につなげたいと考えています。

9 原田(直) ぜひ、頑張っていてやっていただきたいなというふうに思います。

最後の質問になります。

今までいろんなことを聞いてきましたけども、基金の繰入れを含めて、国保の運営に対する町の方針を改めて確認したいと思いますけども、いかがでしょうか。

町民課長 かねてより、国保は加入者の所得が少額となる傾向にあります。財政面で他の医療保険よりも余裕を持ってない課題が、したがって、あります。併せて、少子高齢化や人口減といった社会情勢は継続しており、国保運営には向かい風の要因が多くなっていることはたしかです。

そうした状況下において、保険料は国保会計の要となる財源です。数年前までは町の保険料率はかなり低い基準で設定されていましたが、反面多くの基金を消費していました。僅かとなっている基金残高は、先ほども言いました通り、前述の情勢を鑑みますと安易に使い切るわけにはいきません。

一方で、先程答弁しましたとおり、積極的に基金を積み立てた頃と比べて、現状において計画的な基金の積立てが難しい状況にあり、さらには、これから始まります、子ども子育て支援金制度に対する拠出が始まるなか、被保険者の皆様の負担が大きくなり過ぎないように配慮しつつも、持続可能な運営を見据えた保険料率を設定していきたいと考えております。

繰り返しになりますが、保険者努力支援交付金のさらなる確保、関係課と連携した医療費適正化や保険料収納率の向上を図り、基金の維持に努めたいと考えております。

以上です。

9 原田(直) 今、町民課長からいろんな答弁を頂きました。そのとおりだというふうに思います。最後に町長のほうの御覚悟を聞いて、この質問を締めたいと思いますいかがでしょうか。

町長 これ、以前から御指摘を受けておるところであります。先ほど基金の使い方の御提案もありましたので、一応その辺は検討したいと思っておりますけれども、基本的には、一般会計から繰り入れるということは考えておりませんので、そんな中で、どんな方法があるのかというのは検討してまいりたいというふうに思っております。

9 原田(直) 職員の方が一生懸命努力していただくことによって被保険者の保険料

も安くなったり、健康も増進されるということだというふうに理解しますので、ぜひ頑張ってお願ひしたいなということを書いて、1問目の質問を終わりたいと思います。

次です。

介護保険事業のうち、訪問介護事業、ホームヘルパーの派遣と通所介護事業、デイサービスの今後の運営についてお聞きしたいと思います。

6月議会で、田中議員と七原議員が、一般質問で人員不足、サービス利用者の減少、介護報酬の引下げ、ホームヘルパーの給与の引上げや物価高騰に対する影響等、いろんな面や角度から訪問介護事業等々の福祉サービスについての質問をされました。

その中の回答として、ホームヘルパーが基準より不足したときには、基準該当サービスという、基準が低く介護報酬が下がるような事業所に登録することによってサービスの維持を図っていくとのことでした。

そこで1つ目の質問です。実際に、ホームヘルパーさんの高齢化により基準該当サービスの事業所への移行が避けられない状況だというふうに思いますが、来年度に向けてどのような対応をするつもりなのかお聞きしたいと。

また、基準該当サービス事業所への移行にするには変更申請を行わなくてはならないということなんですけども、いつまでに行わなくてはならないかということをお聞きしたいと思います。

町民課長 まず、1番目の御質問にお答えいたします。基準該当サービスは、人員等の要件を満たしていない事業者が条例により一定の基準を満たすサービスで、人材確保が困難を極める中、地域の介護サービスを維持していく手段として用いられています。一方、適用により加算が取れなくなる、報酬単価が低くなるといった経営面でのデメリットもあります。

当町で訪問介護事業所を運営する社会福祉協議会としては、6月議会でもお話ししました介護職員処遇改善加算によるホームヘルパーの待遇改善にまず着手する予定であり、現状において直ちに基準該当サービスを申請する段階にはありません。しかしながら、現在最も年齢の若い常勤ヘルパーが3年後に定年を迎えることから、この3年間で常勤ヘルパーの採用ができない場合、人員基準をこのままですと満たさなくなり、基準該当サービスの適用が必要となってきます。そのような事態を避けるためにも、事業所には、6月に議員の皆様の御指摘にもあったように、積極的な人材確保を促しますし、協力して取り組んでいきたいと思っています。

なお、変更申請から適用までの期間は、事前調整の期間を除きますと、最短で2か月と見込まれています。

以上です。

9 原田(直) 今の答弁の中で、定年になる人が3年間あるから大丈夫だよというお話だったんですけど、例えば今、かなり、定年になった後の方も働いてるわけです

ね、ヘルパーさんとして。そういう人たちがやめた場合、現に私は歳だからやめたよというお話もちょっと聞くわけですけども、そういう人たちが辞められる場合でも、その辺のことはクリアしているのか、その辺のことを確認したいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町民課長　今回御質問いただくにあたって、社会福祉協議会に現状を確認しましたところ、あくまでも現状では何とかなるんですけども、やはり議員のおっしゃられるとおり、正直、あと3年ある方についてもそうですし、先ほど言ったパートの非常勤の方でもそうです。いつ辞めるか分からないという現状があると思います。非常に6月議会でもお話ししましたとおり、人材的には厳しい状況にありますので、ちょっとそういったことはもう念頭に置きながら、社協、町も補助金を出しておりますので、しっかり動くように指導は常にしていきたいと考えております。

9 原田(直)　分かりました。本当に人の採用というのは難しい問題だと思いますので、頑張って。社協さんも自分たちがしっかり募集できるような指導もしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

2つ目の質問です。令和7年度の予算委員会で、デイサービスセンターしたらの運営が利用者不足により赤字になることから、運営に対する補助金を出すとの話がありました。私は、それはおかしいというふうにお話をさせてもらったつもりであります。7年度に入って、5か月過ぎたわけですけども、収支の状況はどうなってるのかをお聞きしたいと思います。

また、黒字になっていても、理由が利用者の減少ということだったというふうに思いますけども、そうすると、これからも続いていくような状況だというふうに思います。そうすると、赤字になっていくことは避けられないというふうに考えますけれども、8年度以降の運営をどういうふうにしていくつもりなのか、併せてお聞きしたいと思います。

町民課長　お答えさせていただきます。デイサービスしたらの利用者は、令和2年度のコロナ禍を契機に、介護報酬とともに大きく減少しております。今年度から、利用者のニーズにこたえる形で、サービス受入れ時間を9時から15時であったのを9時半から15時45分に延ばした結果、介護報酬は、前年度比約110%の増になりましたが、令和4年度と比較しても依然低い状態にあり、今年度の7月の実績は前年度をさらに下回る結果となっています。

デイサービスは利用者の介護度にもよるとはいえ、町内3か所の事業所、郡内事業所の実情を確認する限り、いずれも厳しい状況下にあります。中でもデイサービスしたらは、定員15人に対して、コロナ禍前は1日平均10人以上であった利用者が、コロナ禍後には1日6から8人と定員の約半分に落ち込み、他の町内事業所と比較しても大変厳しい状況にあります。

今回の、デイサービスしたらへの補助金は、先ほどお話ししました訪問介護事業への補助金と同様に、あくまでも赤字が発生した際に交付するものですが、議員

御指摘のとおり、昨年度末にデイサービスの1事業所が閉所し、町内に競合他社がある以上、公平平等の観点から疑問が生じるのはごもっともなお話だと承知しております。

とはいうものの、利用者の減少によるデイサービスしたらへの補助金交付は、このままの数字でいきますと現時点で必至の状況です。とはいえ、今回の補助金交付は、社会福祉協議会がデイサービス事業の経験を有していないなか、当町の高齢者福祉を支える法人としてデイサービスの重要性を理解し、スタッフの人材確保など、多くの課題、通所介護事業所、デイサービスと合わせた指定管理となる養護老人ホームの厳しい実情を覚悟の上で手を挙げていただいた以上、現時点で町が支援し、経営を支えることはやむを得ずと判断しており、補助金を予算化したものであり、その点、改めて御理解をお願いする次第です。

さて、今後の運営をどう考えるかです。非常に厳しい状況であります。まずはコロナ禍前の経営状況に1日でも早く戻すことだと思っております。その点、施設長に確認したところ、利用者拡大、介護報酬加算に向けて、サービスを強化充実するにしても、スタッフの高齢化や加算に伴う体制づくりなど課題が多い中では、現状ではさらなる業績悪化に陥らないよう、現在のサービス内容を現体制のできる範囲で創意工夫するのが精一杯なのが実情のようです。その一つの取組例が、先ほど御説明した、現在サービスにいられている方の受入時間の見直しです。

町としては、本当に申し訳ございませんが、現時点でそれ以上の決め手となるような改善策を、指定管理者である社会福祉協議会と有している状況でありませんが、第10期介護保険事業計画、あるいは高齢者福祉計画の策定を控え、デイサービスをはじめとした町内介護福祉サービスの実情、ニーズを改めて調査分析し、町としての今後の福祉施策のビジョン、重点的に取り組む事業をより明確にした上で補助金等支援の在り方の再構築、見直しを進めていきたいと考えております。

以上です。

9 原田(直) 昔、私がネクストサプライから、社会福祉協議会へ委託先が変わったときに、たしか、やすらぎの里は赤字だと、デイサービスは黒字だと。黒字だから黒字の分をデイサービスに穴埋めするよという話を聞いたような気がする。今、両方とも赤字になっちゃっているんですね。それは理解はとても私はちょっとできないんですけども、そういう話だということは分かりました。

で、先ほども町民課長が言ったように、町長がよく民間事業ができるものは民間に委託するべきだというお話をされています。社会福祉協議会が民間じゃないっていうとちょっとそれは分かりませんが、民間がほかのところでやっているのに、そこだけ補助金を出すというのは、さっき町民課も言ったように、なんか私は、おかしいというふうに思うんですけども、そこら辺の考えをもう一度、町長どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

町長 はい、議員言われるのは本当にもっともだと思っております。思っております

が、このやすらぎの設立に当たって、成り立ち——議員、恐らくしっかり御記憶というふうに思っておりますが、民間の方で手を挙げていただける方がいなかったというのが現実です。その中でやらなきゃならないと、町の使命としてやらなきゃならないということで、町側から社会福祉協議会に働きかけてやっていただいておりますという現実の中にありますので、その辺をもって御理解をいただきたいというふうに思っておりますが、今後については、お聞きをすると、この事業をもう近隣の町村ではやってないわけですよ、皆さんどこもやっていないという状況だそうです。ですので、そんな中で、私どもの町が一生懸命やっておりますという状況でありますので、それについても少し検討していく必要があると思いますが。設立当時の思いを持って、今赤字になったところの補填をするということをしてしておりますが、成り立ちを御理解をいただいて、何とか御覧いただきたいというふうに思っております。

9 原田(直) これで質問を終わるわけですが、赤字が解消できることは少ないかというふうに理解しますが、なるべく赤字を出さない、そういう努力を。社会福祉協議会自体もいろんな補助金がありますので、それも含めて一生懸命頑張ってくださいよう指導していただけるようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。お疲れさまでした。

散会 午後2時11分